

医京

No.2253

令和5年9月15日

報都

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

9.15
2023
September

KYOTO

基金・国保のレセプト提出期限について
令和6年度診療報酬改定の論点＜その1＞
－6月改定を了承－

目 次

2 第 49 回 京都医学会

4 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

5 委員会だより

7 おしらせ

- ・第 58 回京都病院学会の開催について

- ・京都市国民健康保険 糖尿病重症化予防事業
糖尿病治療中ハイリスク者への保健指導について

- ・令和 5 年「患者調査」へのご協力について

- ・令和 5 年「医療施設静態調査」へのご協力について

- ・令和 5 年「受療行動調査」について

16 京都医学史研究会 医学史コーナー

19 会員消息

23 理事会だより

付 録

■ 保険だより

- 1 基金・国保のレセプト提出期限について
- 2 京都府子育て支援医療助成制度の拡充および各市町村の子育て支援医療助成制度（市町村独自）について 9月1日より
- 4 久御山町子育て支援医療費助成制度④の拡充について
- 5 京田辺市子育て支援医療費助成制度④の拡充について
- 5 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関での対応について
- 6 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について 8月1日から
- 7 新型コロナウイルス検査等に係るQ&Aについて
- 8 検査料の点数の取り扱いについて 8月1日から
- 9 薬価基準の一部改正等について
- 9 厚労省 令和4年度販売情報提供活動監視事業報告書について
- 11 へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設に関する質疑応答集（Q&A）について
- 13 被保険者証の無効通知について

■ 保険医療部通信

- 1 令和6年度診療報酬改定の論点＜その1＞－6月改定を了承－

■ 地域医療部通信

- 1 日本医師会認定健康スポーツ医学再研修会 府民公開講座 開催のご案内
- 3 かかりつけ医・産業医等うつ病対応力向上研修会（北部）

■ 京都市（乙訓2市1町）病院群輪番編成表

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター通信

- 1 第2回「京都在宅医療塾 探究編」のご案内

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 認知症対策通信

- 1 かかりつけ医認知症対応力向上地区別研修（東山）開催のご案内
- 4 かかりつけ医認知症対応力向上研修（Web開催）開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol. 2）の送付について
- 2 令和5年7月豪雨にともなう避難所等における心身機能の低下の予防および認知症高齢者等に対する適切な支援について（情報提供）

第 49 回 京都医学会

今年度 49 回目を迎える京都医学会を 9 月 24 日(日) に開催いたします。本学会は会員の生涯教育と会員相互の交流をはかる場として昭和 50 年来開催され、生涯教育充実の面からも欠かせないものとして定着しております。午前中には、会員の「一般演題・初期研修医セッション」を、午後には「特別講演・シンポジウム」を予定しております。また、今年度は新企画として、「Re-1 グランプリ 2023」と「臨床研究道場」を開催します。

4 年ぶりに現地参加いただける形式で開催いたしますので、是非府医会館にお運びください。

◆会 期 令和 5 年 9 月 24 日(日) 9 時 30 分～15 時 30 分
9 月 25 日(月)～10 月 22 日(日) 録画配信

◆と ころ 京都府医師会館 ※ Live 配信有
学会ホームページ (<https://kyotoigakukai.jp/>)



◆プログラム

午前の部

9:30～11:30 ◇一般演題・初期研修医セッション
◇Re-1 グランプリ 2023～京都府が誇るエース指導医がここにきて〇〇を学び直してみた～

午後の部

12:00～12:15 ◇会長挨拶 / 学術賞・学術研鑽賞表彰

12:15～13:15 ◇特別講演

「医療 DX の可能性と限界」

講 師 日本医師会総合政策研究機構 副所長 原 祐一 氏

座 長 京都府医師会学術・生涯教育委員会 委員長 西村 俊一郎 氏

13:15～15:30 ◇シンポジウム

「臨床現場の医療 DX の現状」

京都府立医科大学大学院医学研究科循環器内科 講師

京都府医師会学術・生涯教育委員会 委員 白石 裕一 氏

「手術を取り巻く DX ―遠隔ロボット手術とバーチャル手術教育―」

京都大学医学部婦人科学産科学 教授 万代 昌紀 氏

「DX がもたらす Person Centered Approach と糖尿病診療」

京都府立医科大学糖尿病内科 講師 濱口 真英 氏

「心不全地域連携における ICT 活用～京都心不全ネットワークの取り組み～」

洛和会音羽病院心臓内科 副部長 栗本 律子 氏

ディスカッション

※終日予約制で「臨床研究道場 あなたの学会発表、カッコよくします！」を開催しております。

◆参加申し込み

参加費は無料です。

【WEB 視聴】 事前申し込みは不要です。公開期間内に学会ホームページ(<https://kyotoigakukai.jp/>)よりご登録ください。

◆単位 9月24日の会場参加もしくはLive配信（特別講演：12：15～13：15／シンポジウム：13：15～15：30）をご覧いただいた先生には、下記の研修単位を取得していただけます（事務局にて視聴記録を確認します）。

注：日本臨床内科医会単位をご希望の方は、9月24日(日)午後4時までに事務局にお申し出ください
(メール：gakujiyutu@kyoto.med.or.jp)。

- ・日本医師会生涯教育講座 計3単位
- 特 別 講 演 CC：1. 医師のプロフェッショナリズム 1単位
- シンポジウム CC：9. 医療情報 2単位
- ・日本臨床内科医会認定医制度 5単位

◆詳細については、学会ホームページでもご覧いただけます。

<https://kyotoigakukai.jp/> (「第 49 回京都医学会」)

※新企画の詳細や申し込み方法につきましてはプログラム抄録集やHP、本号付録のチラシをご覧ください。

お問い合わせは 京都府医師会 学術生涯研修課まで

TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074

Eメール : gakujiyutu@kyoto.med.or.jp

主 催 一般社団法人京都府医師会

[illegible]

第49回京都府国文学会

京都府が誇るエッセイ指導員が ここにきて〇〇を学び直してみた

令和5年9月24日(日) 10:30~11:40

京都府国文学会55分にて開催 (Live配信あり)

司会 松尾 優子 松村 つかさ

吉田 泉祐 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻 国文学専攻

氏名 吉田 泉祐

リウマチ性関節炎と自己免疫
病である

免疫細胞が何らかの原因で
エラーを起こして学習していた

瀧上 雅雄 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

滋養成分の40%は、
カチオンと水溶性で
細胞膜を透過して心臓で
カチオンは細胞膜を透過
について学習していた

坪井 創司 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

法廷での証言を聴くことで
動機にもなった。

「イデオロギー」について
臨床心理学を学ぶにつ
て学習していた

岡田 信典 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

ペストの疫学調査
を体験した

秋田県について
学習していた

の学習していた

廣 智之 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

京都府の歴史を学ぶ
Genesightである

特徴的な点について
遊覧船に乗って

ボートに乗って
の学習していた

大隅久達郎 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

長年の研究で
得られた結果を伝える
論文の構成について
common diseaseとしての
研究を学ぶにつ

て学習していた

堀田 昌雄 氏

京都大学文学部国文学専攻
国文学専攻

京都府の歴史を学ぶ
Residents Follow
Common Sense

歴史の形成について
歴史のメカニズムに基づいて
「歴史」を学ぶにつ

て学習していた

投票フォーム: <https://forms.gle/JSRd25PHZazaiU9>

※要申込制

臨床研究道場

あなたの学会発表、カッコよくします！

講師	比良野 圭太 医師 京都大学医学部医局 人間医科学研究室准教授		
日時	9月24日(日)	8時31日	↑
場所	京都府医師会館 (京都医学会館)		
時間	各45分 (9時~15時30分の中で7時)		

医師にとって臨床研究が大切であるとは言ってもありませんが、**研究や学会発表、論文作成といった学術活動もキャリアの中で重要です。**

医師が臨床研究や論文のスタート地点が遠いと思います。症例をまとめて解析したら、臨床研究を立案したい、というには、**少しは勉強が必要になります。**

特に解析所は苦手な人が多いため現状だと思います。指導者として分野に詳しく、熱心にかかってくれる医師はやはりと限られます。せっかくの努力が空しく、せむし回し仕事にしたいものです。

今日、京都医学会では、**臨床研究・統計解析の専門家である京都大学教養部、直接指導いたします。**

研究企画や解析、統計のポイントについて、**短時間で高度な時間を提供したい**と思います。

①

研究開始の相談
研究の進め方について

②

研究計画の相談
研究デザインについて

③

統計解析

④

論文の書き方

……との段階でも対応いたします！／

「臨床的疑問はあって方法はわからない」というかたちで申し込みたい！」程度でも大丈夫です。

事前申込制

右の各コースご登録のフォームにて必要事項を記入の上申し込みください。

主催：京都府医師会

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

医療事故調査・支援センター（一社）日本医療安全調査機構

- 医療事故 相談専用ダイヤル 03-3434-1110
- 対応時間 午前7時～午後11時
- URL <http://www.medsafe.or.jp/>

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（一社）京都府医師会 医療安全課

- 専用電話 075-354-6355
- 対応日時 午前9時30分～午後5時30分
（※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応）
- メールアドレス jikocho@kyoto.med.or.jp
- URL <https://www.kyoto.med.or.jp/ma/>
- 相談内容 ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣 (2)報告書作成支援 (3)解剖・Ai 実施支援

京都府医師会医療事故調査支援団体連絡協議会 動画配信のご案内

協議会のWEBサイトにて、以下の動画を配信しています。

医療事故調査制度における疑問にお答えする形で、これまでに寄せられた質問を中心に、京都府医師会：松村由美理事が疑問にお答えします。是非、ご覧ください。



■ 内 容

1. 対象事案かどうかの判断について
 - (1) 医療事故調査制度が検討されたきっかけ
 - (2) “予期しない患者死亡事案”への2つの対応
 - (3) 米国 ベン・コルブ君(7歳)死亡事例(1995年)
2. 事故発生時に対処しなければならない内容は
3. センターへの報告はどうすればよいか
4. センター報告後の自院での動きは
 - (1) 調査報告書（案）前半部分を準備する
5. 院内事故調査委員会の運営について
6. 調査報告書の作成について
7. ご遺族への調査結果説明について
8. その他
9. 他の医療機関はどうやって取組んでいるのだろうか？

委員会 だより

学術・生涯教育委員会

◎西村俊一郎（内科）	馬本 郁男（内科）	小澤 勝（内科）
福州 修（外科）	藤 信明（外科）	○川勝 秀一（小児科）
伊藤 陽里（小児科）	小畑 寛純（消化器）	田端 康一（皮膚科）
高田 仁（泌尿器科）	安彦 郁（産婦人科）	中村 葉（眼科）
安野 博樹（耳鼻科）	古川 泰三（整形外科）	有本太一郎（胸部）
土田 英人（精神科）	平田 学（麻酔科）	森本 尚樹（形成外科）
○小暮 彰典（糖尿病）	吉岡 豊一（透析）	木戸岡 実（脳神経外科）
白石 裕一（循環器）	塩津 弥生（腎臓）	小瀨 和貴（京都大学）
高山 浩一（府医大）	小林 裕（府病協）	真鍋 由美（私病協）

（敬称略，順不同，◎＝委員長，○＝副委員長）

担当副会長 上田 朋宏

担当理事 尾池 文隆・松田 義和・米林 功二・畑 雅之・加藤 則人・角水 正道・
松村 由美・上田 三穂・堀田 祐馬

～生涯教育事業のさらなる充実に向けて～

今期の第1回学術・生涯教育委員会が7月12日(水)に開催された。

冒頭、挨拶に立った上田府医副会長は、学術・生涯教育事業は医師会活動の根幹であるとして、これまでの委員の活動に謝意を述べた。続いて当委員会の重要検討事項である京都医学会に触れ、医師会の重要課題となっている組織力強化と若手医師・勤務医・開業医の交流の活性化のためにも貴重な場であるとして、京都医学会をより発展させていきたいとの意向を示した。また、若手医師とのつながりを持つことを目的に立ち上げたKMA.comについても、コンテンツの充実に向けて一層の協力を依頼した。

その後、委員の自己紹介に続いて、正副委員長を選出。委員長には西村俊一郎氏（内科医会）、副委員長には、川勝秀一氏（小児科医会）、小暮彰典氏（糖尿病医会）がそれぞれ選出された。

今期の委員会では、前期に引続き、生涯教育の検討や京都医学会の運営、京都医学会雑誌の査読に取組む方針である。

その後の協議では、本年度開催の京都医学会について、これまでの進捗状況を報告するとともに、新企画（Re-1 グランプリ・臨床研究道場）も含めた学会運営について委員の意見を求め、準備の最終確認を行った。

令和5年9月24日(日)に府医主催による第49回京都医学会を開催いたします。4年ぶりに現地参加いただける形式で開催いたしますので、ぜひ府医会館にお運びください。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

京都医報を スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧

「京都医報」は、印刷物やホームページのほか、スマートフォン、タブレットでも快適に閲覧していただけます。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能で、それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンス機能を採用していますので、ストレスなくご覧いただけます。

設定方法、操作方法については以下をご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。



トップ画面



記事画面

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。設定方法、操作方法については下記のQRコードからご確認ください。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。



閲覧は
こちら



操作方法是
こちら



第 58 回京都病院学会の開催について

第 58 回京都病院学会は WEB 形式を中心として開催致します。基調講演，特別講演，要望演題，継続演題については，開催初日である 10 月 29 日(日)に会場（池坊短期大学）およびオンラインによるハイブリッド形式にて行い，一般演題は動画形式で公開します。全体で 380 を超える演題発表が予定されており，多くの症例発表や業務上参考になる事例も報告されますので，是非ご覧ください。

◆公 開 先 第 58 回京都病院学会 WEB サイト
<https://khp-gakkai.com/2023/> (スマートフォンの方はこちら)



◆公 開 期 間 令和 5 年 10 月 29 日(日) 午前 9 時～ 11 月 26 日(日) 午後 5 時
ライブ配信 令和 5 年 10 月 29 日(日) 午前 10 時 30 分～午後 4 時
※ライブ配信内容は後日に上記 WEB サイトにてアーカイブ配信を行います。

◆全体テーマ アフターコロナ 今後の地域医療体制 そして ACP の重要性

◆基 調 講 演 テーマ／ACP を目指す取り組みと落とし穴
講 師／池永 昌之氏（淀川キリスト教病院 緩和医療内科主任部長）

◆特 別 講 演 テーマ／医師の働き方改革に伴う地域医療体制
講 師／城守 国斗氏（日本医師会常任理事・医療法人三幸会理事長）

◆要 望 演 題 「改めて ACP の重要性」に関する演題発表およびシンポジウム

◆継 続 演 題 「働き方改革 2024 年への進捗状況と子育て支援など」に関する演題発表およびシンポジウム

◆一般演題発表 「医師部門」，「看護部門」，「介護地域連携部門」，「薬剤部門」，「放射線部門」，「臨床検査部門」，「臨床工学部門」，「リハビリテーション部門」，「栄養管理部門」，「事務部門」

◆参加方法 【開催初日（10/29）の会場参加について】

京都府病院協会・京都私立病院協会に所属する医療・介護施設の従事者の方を対象に、当日会場で聴講される参加者を募集しております。ご参加希望の方は、京都私立病院協会ホームページ（<https://www.khosp.or.jp/>）の「研修会・イベント申込」または下記 QR コードよりお申し込みください。

<定員 100 名（先着順・要事前申し込み）> 申し込み期日 10 月 13 日（金）

会場参加申込ページ
QR コード



【WEB 参加について】

前ページ、第 58 回京都病院学会 WEB サイトにアクセスいただき、「WEB 開催 動画配信はこちら」からログインの上、ご視聴ください。（ログインする際は、新規登録を行ってください。）

◆参加費 無料

○お問い合わせ

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620 番地
COCON 烏丸 8 階 京都私立病院協会内
京都病院学会事務局担当／松本・吾郷（アゴウ）
TEL：075-354-8838 FAX：075-354-8802

第58回 京都病院学会
アフターコロナ
今後の地域医療体制
そしてACPの重要性

WEB開催
開催形式は
ハイブリッド形式

開催期間 2023年
10月29日 午前9時～午後5時
10月29日(日)
午前10時30分より
ライブ配信を実施
※ライブ配信については、後日アコースティック配信あり

会場費 無料
会場費は
会場ライブ配信のハイブリッド形式
その他オンライン形式で期間内視聴可能

学会長 京都府病院 若園 吉裕
開催場所 池坊短期大学 こころホール
(京都市下京区四馬町四丁目)

開催内容
基調講演 「改めてACPの重要性」 講師 池永 昌之 氏
「働き方改革 2024年への進捗状況と子育て支援など」
基調講演 ACPを目指す取り組みと落とし穴
講師 池田キリスト教病院 緩和医療科部長 池永 昌之 氏

一般参加 384名
医師部門、看護部門、介護地域連携部門、
薬剤部門、放射線部門、臨床検査部門、
臨床工学部門、リハビリテーション部門、
栄養管理部門、事務部門

特別講演 医師の働き方改革に伴う
地域医療体制
日本医師会常任理事・医療法人三幸会理事長 城守 国斗 氏

第58回京都病院学会WEBサイト
<https://khp-gakkai.com/2023/>

■共 催：京都府病院協会・京都私立病院協会
■主 催：京都府・京都市・京都府医師会・京都府歯科医師会
お問い合わせ：京都病院学会事務局
Tel.075-354-8838 Fax.075-354-8802

京都市国民健康保険 糖尿病重症化予防事業 糖尿病治療中ハイリスク者への保健指導について

京都府では、厚生労働省において策定された糖尿病性腎症重症化予防プログラムを参考とし、平成29年10月に府医・京都府糖尿病対策推進事業委員会・京都府の3者で京都府版プログラムを策定し、保健医療団体と市町村、医療保険者が一体となり糖尿病の重症化予防対策を推進しています。

これを受け、京都市国民健康保険では、医療機関未受診者への受診勧奨（平成28年～）および糖尿病治療中断者への受診勧奨（令和元年～）を実施しています。また、糖尿病治療者のうち、重症化するリスクが高い方を対象とした保健指導（糖尿病治療中ハイリスク者への保健指導）を令和元年度から4年度にかけて地区医ごとにモデル実施を進め、令和5年度から全市において展開させていただくこととしております。

つきましては、当事業へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 事業対象者

前年度のレセプトに糖尿病薬の使用歴があり、前年度の特定健診の結果が①尿蛋白（+）以上かつ②eGFR30ml/分/1.73m²以上60ml/分/1.73m²未満（糖尿病性腎症の病期が概ね3期の方）で本人および主治医の同意が得られた方。

※糖尿病性腎症の病期が1期、2期でeGFRの低下率が大きい方についても、可能な限り対象とする。

なお、次の方については対象者から除外する。

- ①がん等で終末期にある方
- ②認知機能障害や統合失調症等により保健指導実施が困難な方
- ③糖尿病透析予防指導管理料の算定対象となっている方および透析治療、腹膜灌流治療をしている方
- ④前年度以降に栄養食事指導料の算定対象となっている方
- ⑤1型糖尿病の方
- ⑥その他の疾患を有していて、かかりつけ医が除外すべきと判断した方
- ⑦過去に当事業において保健指導を実施した方およびかかりつけ医から保健指導の同意が得られなかった方

2 事業実施の流れ

- (1) 京都市保険年金課がレセプトや特定健診データ等の情報により保健指導対象者を抽出し、対象者の主治医宛てに同意依頼書【別紙1】および対象者への案内文【別紙2】を送付します。
- (2) 主治医において、保健指導参加の適否をご判断いただくとともに、当該対象者が受診された際に保健指導へ参加するようにご説明いただきます。同意依頼書に保健指導の適否をご記入の上、当課にご返送ください。
- (3) 当課保健師、管理栄養士が主治医および本人の同意があった方に連絡をし、6か月間の継続した保健指導を行い、保健指導の結果を定期的に主治医に報告します。

問い合わせ 京都市保険年金課 特定保健指導担当 TEL075-213-5862

別紙 1

京都府糖尿病性腎症重症化予防
保健指導同意依頼書

年 月 日

医療機関主治医 様

京都市国民健康保険

この度、貴院にて治療中の方について、糖尿病治療中のハイリスク者への保健指導の対象となりました。

つきましては、下記の方への保健指導の実施の可否についてご回答いただきますようお願いいたします。

適当と判断いただいた場合は、本人様ご了解のうえ受診状況のご記入を、不適当と判断いただいた場合は、その理由をご記入のうえ、同封筒にて返送いただきますようお願いいたします。

医療保険者が記入

氏 名		生年月日	年 月 日	男 ・ 女
上記の方へ保健指導を実施することは(適当 ・ 不適当)である 不適当な理由() (適当な場合は、下記状況をご記入ください。)				
保健指導に関する情報 (実施された結果のみご記入ください)				
検査結果	(検査日: 年 月 日 ・ 年 月 日)			
	・HbA1c(%)		・尿蛋白定性検査(- 土 + 2+)	
	・尿蛋白定量検査(g/gCr)		・尿アルブミン値(mg/ gCr)	
	・血清クレアチニン(mg/dl)		・eGFR(ml/分/1.73 m ²)	
	・治療におけるコントロール目標値 HbA1c(%)			
治療方針	☐ 治療中もしくは開始 ☐ 経過観察(ヶ月後) ☐ 他医紹介()			
	☐ 経口糖尿病薬 ☐ インスリン ☐ GLP-1 ☐ 食事指導 ☐ 運動指導 ☐ 禁煙指導 保健指導を実施するにあたり留意すべきことがあればご指示ください。 ()			
栄養士への指示事項	☐ 「CKD ステージによる食事療法基準」(裏面)により実施してよい ☐ 下記内容で指導する ・エネルギー()kcal/日 ・食塩()g/日 ・たんぱく質()g/日 ・カリウム制限なし あり ()mg/日			
医療機関名			医師氏名	

お問合せ先:

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 特定保健指導担当

TEL : 075-213-5862 / FAX : 075-213-5857

京都市国民健康保険

糖尿病治療中の方へ 保健指導のご案内

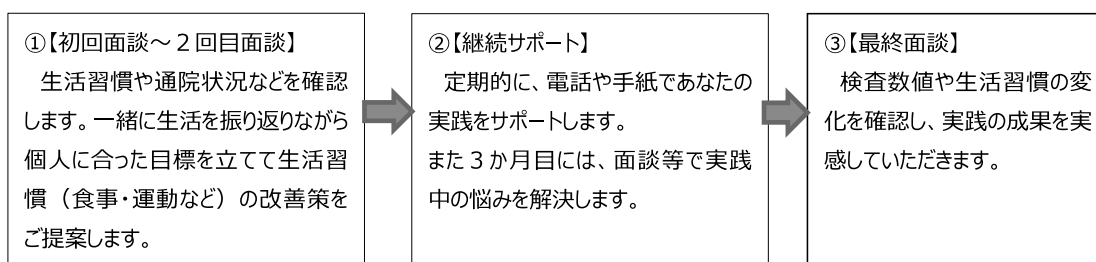
無料

京都市国民健康保険では、被保険者で糖尿病治療中の方を対象に、糖尿病の重症化予防を目的とした保健指導を実施しています。

糖尿病が悪化すると、糖尿病性腎症等の合併症から腎不全を引き起こし、人工透析を受けることになる恐れがあります。この保健指導は、重症化予防のため、主治医の先生の治療方針に従って専門スタッフが行う約 6 か月間の生活習慣改善プログラムです。

この機会に生活習慣を見直し、糖尿病の重症化を予防するためにぜひご参加いただきますようお願いいたします。

＜プログラムの内容＞ ～保健師・管理栄養士が 6 か月間、サポートさせていただきます～



○プログラムスケジュール例○

初回	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	最終回 (6 か月目)
初回面談	2 回目面談	電話・手紙	3 回目面談	電話・手紙	電話・手紙	最終面談

＜お問合せ先＞

TEL : 075-213-5862 / FAX : 075-213-5857

受付時間 月曜～金曜（祝日除く）8 時 45 分～17 時 30 分

京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課 特定保健指導担当

令和5年「患者調査」へのご協力について

厚生労働省では、医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにするため、3年ごとに「患者調査」を実施しています。本調査は、全国から層化無作為に医療施設（病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設）を抽出し、調査の期日中に当該医療施設を利用した患者を調査の客体として、医療施設に調査票の作成を依頼するもので、調査の期日は下記のとおりです。

- (1) 病院は、令和5年10月17日(火)～19日(木)の3日間のうち、厚生労働省が病院ごとに指定した1日
- (2) 一般診療所および歯科診療所は、令和5年10月17日(火)、18日(水)、20日(金)の3日間のうち、厚生労働省が診療所ごとに指定した1日
- (3) 病院および一般診療所の退院患者は、令和5年9月1日～30日までの1か月間

回答方法は、従来の調査票（紙）による回答のほか、オンライン調査については、従前のExcel形式の調査票様式に加え、HTML形式の様式で回答できることとされております。

各医療機関におかれましては、趣旨ご理解の上、本調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

※詳細は下記をご参照ください。

◎厚生労働省ホームページ「令和5年患者調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20-oshirase-2023.html>

令和5年「医療施設静態調査」へのご協力について

厚生労働省では、医療施設（病院・診療所）の分布および整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年ごとに全国すべての医療施設を対象に、「医療施設静態調査」を実施しています。

調査方法につきましては、従来の紙媒体のほか、オンライン調査については、従前の Excel 形式の調査票様式に加え、HTML 形式でも回答できることとされております。

各医療機関におかれましては、本調査につきご了知いただくとともに、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

◇**調査の対象**：令和5年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき開設の許可または届出を行っているすべての医療施設

◇**調査の期日**：令和5年10月1日(日)

◇**調査事項**：名称、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数およびその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療および検査の実施の状況、その他関連する事項

※詳細は下記をご参照ください。

◎厚生労働省ホームページ「令和5年医療施設静態調査」

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2023.html

令和5年「受療行動調査」について

厚生労働省では、医療施設を利用する患者について、患者自身から受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料とすることを目的として、3年ごとに「受療行動調査」を実施しています。

本調査は、全国の一般病院より層化無作為抽出した一般病院（500施設）を利用する患者全員（外来・入院）を対象としています。調査実施日は令和5年10月17日（火）～10月19日（木）の3日間のうち、厚生労働省が病院ごとに指定した1日となります。調査票については、調査員が患者へ配布を行い、患者による郵送提出により回収することとされています。

各医療機関におかれましても、本調査についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

◇調査対象および客体：

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査客体から除くこととする。

◇調査の期日：

令和5年10月17日（火）～19日（木）の3日間のうち厚生労働省が病院ごとに指定した1日（患者調査と同日）

◇調査の事項：

外来患者票 診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、初めて医師に診てもらったときの自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度等

入院患者票 病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度等

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在 101 号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| 38 号▶エイズ患者・H I V感染者
今のままでは増え続けます | 83 号▶大人の便秘症 |
| 42 号▶男性の更年期障害 | 84 号▶熱中症 |
| 47 号▶一酸化炭素中毒 | 85 号▶毒虫 |
| 54 号▶子宮がん | 86 号▶動脈硬化 |
| 55 号▶ヒブワクチンと小児用肺炎
球菌ワクチン | 87 号▶夜間の頻尿 |
| 65 号▶感染症罹患時の登園（校）
停止基準と登園届 | 88 号▶認知症 |
| 69 号▶PM2.5 と呼吸器疾患 | 89 号▶CKD（慢性腎臓病） |
| 70 号▶BRCA について | 90 号▶急性心筋梗塞 |
| 76 号▶RS ウイルス感染症, ヒトメ
タニューモウイルス感染症 | 91 号▶消化器がんの予防と検診 |
| 77 号▶性感染症 STI | 92 号▶知っておきたいこの事
実 |
| 78 号▶コンタクトレンズによる目
の障害 | 93 号▶白内障 |
| 79 号▶肝炎・肝がん | 94 号▶ロコモ |
| 81 号▶爪のトラブル（巻き爪・爪
白癬） | 95 号▶子宮頸がん |
| 82 号▶脳卒中 | 96 号▶心房細動 |
| | 97 号▶糖尿病 |
| | 98 号▶アトピー性皮膚炎 |
| | 99 号▶甲状腺について |
| | 100 号▶肺がん |
| | 101 号▶不妊治療 |

子育てサポートセンター

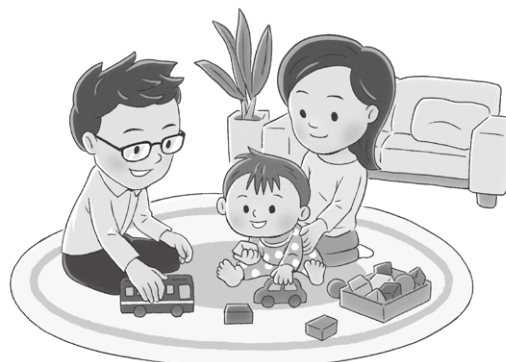
京都府医師会では、京都府内で働いている医師を対象に、お子さまの一時預かりサービスを行っております。医師会館内の保育ルームにて専属保育士がお子さまをお預かりいたします。

子育てサポートセンターのホームページから、WEB にて利用予約が可能です。

また、新規登録された方やお知り合いをご紹介してくださった方へ体験保育（4 時間まで保育無料）も実施しておりますので、是非子育てサポートセンターをご利用ください。



詳細はホームページをご覧ください。
◀ <https://kosapo.jp/>



京都医学史研究会

医学史コーナー

醫の歴史

— 医師と医学 その52 —

○明治・大正の医療

野口英世 その19 英世追慕

前号で^{明治30}1897年10月、英世は後期医術試験に合格、晴れて「医術開業免許」を取得したことを述べた。

高山歯科医学院教師時代 (21歳) 1897年10月

正式に国家資格を手にしたことで、それまでの医学院学僕(小使い・門番)の立場であった英世が、その日を境に教壇に立って「病理学」「薬物」「外科」「口腔学」の4講座を受け持つ講師になった、それは夜間部のみの講義であったが、大出世である。後年、英世も「あの時ほど痛快なことはなかった、なにしろ外で下足番をしていた自分が一転、講義室で学生に授業する先生ってことだからね!」と語っている。もちろん、この人選は既述の歯科医・血脇守之助(終生英世の恩人)が懇意の医学院長・高山紀斎に英世を強力に推薦したことに拠る。

順天堂医院修業時代 (21歳) 1897年11月

英世は歯科医学院の講師で終わるつもりは全くなかった。本格的な医学の道を進むには優秀な臨床医が在籍する「順天堂医院」で学びたいと血脇に申し出た。血脇は医術開業試験出身の英世の望みを叶えるために八方手を尽くした。順天堂での英世は患者の治療報告や医事雑誌の編集などの仕事に満足していたが、本来自分がめざす基礎医学(左腕が自由に使えない身では臨床医学は不利と自己判断した)の研究はここ順天堂はふさわしくないと悟り、再々度また血脇に相談、基礎医学分野で英世が熱望する細菌学研究は「北里伝染病研究所」に及くは莫いという結論に至った。しかし、帝大出身者が^{ひし}稀めく伝研に、済生学舎から医術試験あがりの英世ではいかにも学歴・経歴が不足で

あったが、帝大に^{はんぱつ}反撥心を持つ北里柴三郎の英断で1898年4月、英世は「見習助手」の身分で入所した。

北里伝染病研究所助手時代 22歳 ^{明治31}1898年4月
感染症学の^{たいと}泰斗・北里^{ひき}率いる精鋭揃いの学者集団・伝染研究所に入所を許可された英世ではあるが、学歴が劣る新参者の英世22歳は、学閥(東京帝大医学部出身)・門閥^{けいばつ}・閥閥を誇る所員たちと反りが合わず、期待に反して居心地は良くない。さらに研究所所蔵の^{きこうぼん}稀観本無許可貸出紛失事件が起きるに至り、英世は貸し出人とみなされ窮地に立たされ、所長の北里から横浜の海港検疫所へ転職を勧められる。

横浜海港検疫所時代 23歳 (1899. 6月～9月)

左遷とも思われる横浜長浜にある海港検疫所に検疫医官補(医官は星野乙一郎)として1899年6月(中村澄夫氏説)に赴任した。

検疫医は入港した船に番船で乗りつけて乗船し、船内に伝染病感染者や患者の有無を確認・報告する。そして感染が疑われたり^{りかん}罹患していれば、^{ただ}直ちに該当者を長浜検疫所の隔離病棟に移送し、検査、施療し改めて関連機関に報告する。

— つづく —

(京都医学史研究会 葉山 美知子)

● 京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください ●

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」を運用しております。

Gmail と PC アドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyoungaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAX でのお申し込みを受け付けます。

必要事項(①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス)をご記入の上、総務課(FAX: 075-354-6074)まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録します。

府医会館会議室の利用について

府医会館会議室の利用を希望される場合は、府医総務課に予約状況等を直接ご確認ください。追って申込用紙(使用許可願)を送付いたします。

- ※・盆休み(8月15日・16日)、年末年始(12月29日～1月4日)は休館日となり、ご利用できません。
- ・土曜日ならびに日曜日は、少人数の事務局職員が出務しております。各種手続きやお問い合わせに一部対応できない場合がありますので、ご了承ください。
- ・会議室の利用可能時間は、午前9時30分～午後5時までです。
- ・土・日曜日の利用料金は、平日料金の30%割増しとなります。
- ・土・日曜日の会議室利用の際は、急病診療所の診療時間内であるため、駐車場のご利用を控えていただいております。来館時には公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ先：京都府医師会 総務課

TEL：075-354-6102 FAX：075-354-6074

Mail：soumu@kyoto.med.or.jp

2024 年版「医師日記」 斡旋

例年どおり、日本医師会製作の「2024 年版医師日記（手帳）」を斡旋します。ご希望の方は、代金を添えて府医総務課（TEL：075-354-6102）までお申し込みください。

記

- ◇仕 様 ・表 紙 羊皮スウェード（キャメル）透明カバー付
・サイズ 95 × 160mm（本体 78 × 150mm）
・2023 年 12 月から 2025 年 6 月までの月間スケジュールおよび
2023 年 12 月から 2025 年 3 月までの週間スケジュール
・付属品 日本医師会・都道府県医師会役員名簿、鉛筆（紐付き）
- ◇価 格 1 冊 2,400 円
- ◇申 込 方 法 氏名、地区、医療機関名、医師日記の送付先をご記入の上、代金とともに現金書留にてご送付ください。
- ◇支 払 方 法 現金書留
- ◇送 付 先 京都府医師会 総務課（〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町 6）
- ◇申込締切日 10 月 13 日(金)
(現品は 12 月上旬にお送りします)

京都府医師会ホームページをご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

- 京都医報
<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>
- 府医トレセン
<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>
- 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス関連特設サイト」をご覧ください。



会 員 消 息

(7/6, 7/13 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
岩佐真智子	A	上 東	上京区室町通一条上ル福長町 519・521 豊田・岩佐内科クリニック	内
一山 智	A	伏 見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	感染
今泉 澄人	A	下 西	下京区朱雀裏畑町 1-1 いまいずみクリニック	心療・内・精
倉田 菜央	B 1	上 東	上京区釜座通丸太町上ル春帯町 355-5 京都第二赤十字病院	救急
上村 喜彦	B 1	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	脳外
谷口 雅司	B 1	伏 見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	膠原・リウ
前田咲弥子	B 1	伏 見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	腎内・透析
中西 桂子	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町 481 足立病院	産婦
梶田 翠	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町 481 足立病院	児
谷川 隆久	B 1	下 西	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5 武田病院	内分内・糖内
日下 利広	B 1	乙 訓	長岡京市開田 2 丁目 14-26 千春会病院	消内
井上 浩輔	B 2	京 大	左京区聖護院川原町 54 京都大学医学部附属病院	
北澤 耕司	B 2	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	眼
武田 隆希	B 2	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	内分内・糖内
柳井 輝	C	上 東	北区小山下総町 27 京都鞍馬口医療センター	研修
平田 理子	C	上 東	上京区釜座通丸太町上ル春帯町 355-5 京都第二赤十字病院	研修
大辻 寛子	C	西 京	西京区山田平尾町 17 京都桂病院	研修
中川 理花	C	西 京	西京区山田平尾町 17 京都桂病院	研修

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診療科目
福間 理子	C	西 京	西京区山田平尾町 17 京都桂病院	研修
若林 輝	C	西 京	西京区山田平尾町 17 京都桂病院	研修
大内 譲	C	東 山	東山区本町 15 丁目 749 京都第一赤十字病院	研修
谷口 貴彦	C	与 謝	与謝郡与謝野町字男山 481 京都府立医科大学附属北部医療センター	研修
辻本 崇利	C	与 謝	与謝郡与謝野町字男山 481 京都府立医科大学附属北部医療センター	研修
西村 厚志	C	与 謝	与謝郡与謝野町字男山 481 京都府立医科大学附属北部医療センター	研修
富士野 爽	C	与 謝	与謝郡与謝野町字男山 481 京都府立医科大学附属北部医療センター	研修
清水 美咲	C	船 井	南丹市八木町八木上野 25 京都中部総合医療センター	研修
辻 勇旭	C	船 井	南丹市八木町八木上野 25 京都中部総合医療センター	研修

異 動

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診療科目
濱中 正嗣	A→A	右京→右京	右京区嵯峨天龍寺中島町 4 はまなかクリニック ※法人化にともなう異動	神内・内・リハ
飯田 洋也	A→A	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	外
稲垣 末次	B1→A	上東→上東	上京区一条通新町東入東日野殿町 394-1 愛寿会同仁病院	内
田巻 俊一	B1→A	山科→山科	山科区安朱棧敷町 23 ラクトA地下2F 山科武田ラクトクリニック	循内
木村 吉成	B1→A	福知山→福知山	福知山市駅南町 2 丁目 215 木村外科内科医院	内・外・呼内
安田 達行	B1→A	右京→右京	右京区京北下中町鳥谷 3 京都市立京北病院	外
田中 宏樹	B1→A	亀岡市→亀岡市	亀岡市篠町篠野田 1-1 亀岡市立病院	外
豊田 武夫	A→B1	上東→上東	上京区室町通一条上ル福長町 519・521 豊田・岩佐内科クリニック	内
森 崇英	A→B1	上東→上東	上京区一条通新町東入東日野殿町 394-1 愛寿会同仁病院	婦

異 動

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診療科目
高橋 周史	A→B1	山科→下西	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町 841-5 武田病院	消内
三森 経世	A→B1	伏見→下西	下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町 606-3-2 三旺京都駅前ビル 1F たけだ膠原病リウマチクリニック	リウ
森 一樹	A→B1	右京→中西	中京区六角通新町西入西六角町 109 京都新町病院	救急・内
大西 彰	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	腎内
岡本 敏彦	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	内
奥田 和美	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	内
桂 義明	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	整外
木村 雄	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	外
鈴木貫太郎	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	腎内
中井 吉英	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	心療
庭川 光行	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	内
東口 貴之	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	外
福永 隆文	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	内
福永 幹彦	B1→B1	西京→西京	西京区桂畑ケ田町 175 西京都病院 ※医療機関移転にともなう異動	心療
荻野 嘉夫	B1→B1	綾部→北丹	京丹後市弥栄町溝谷 3452-1 京丹後市立弥栄病院	産婦
小芝 明美	B2→B1	府医大→中西	中京区壬生東高田町 1-2 京都市立病院	産婦
加地 泰征	C→B1	伏見→伏見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	内

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
新澤 克	C→B1	伏見→伏見	伏見区石田森南町 28 - 1 医仁会武田総合病院	内
上田 頌	C→B1	府医大→福知山	福知山市厚中町 231 市立福知山市民病院	内
高橋 進	A→D	下西→下西	—	

※D会員は住所がご自宅となるため、掲載していません。

退 会

氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区
玉井 和夫	A	亀岡市	横溝 大	B 1	右 京	井上 亨	B 1	西 京
若林 正人	B 1	西 京	西山 誉	B 1	山 科	角田 哲也	B 1	伏 見
山田 仁	B 1	伏 見	倉本 貴典	B 1	乙 訓	中山 昌彦	B 1	中 東
神原 達也	B 1	右 京	岡本 ゆう	B 1	伏 見	大谷 良	B 1	伏 見
浅原 和輝	B 2	府医大	井口 華	C	右 京	木藤 寛敬	C	右 京
堀 創馬	C	京 大	藤田 隆生	D	京都北	木村 浩久	D	伏 見

訃 報

柴田 族光氏／地区：福知山・中部班／6月19日ご逝去／81歳

竹内 一実氏／地区：下西・第11班／6月23日ご逝去／63歳

謹んでお悔やみ申し上げます。

第13回 定例理事会（7月6日）

報 告

1. 7月1日現在の会員数
6月1日現在 4,346 名（日医 3,176 名）
7月1日現在 4,390 名（日医 3,217 名）
2. 会員の逝去
3. 第 210 回定時代議員会の状況
4. 第 3 回地区庶務担当理事連絡協議会の状況
5. 融資斡旋の状況
6. 産業医研修会の状況
7. 第 8 回特定健康診査委員会の状況
8. 第 8 回乳がん検診委員会の状況
9. <京都市>第 1 回京都市はぐくみ推進審議会の状況
10. <京都市>子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会・表彰選考部会の状況
11. 第 1 回丹後地域医療構想調整会議の状況
12. 第 1 回乙訓地域医療構想調整会議の状況
13. 看護専門学校第 1 回学校運営会議の状況
14. 第 154 回日医定例代議員会の状況
15. 令和 4 年・5 年度第 4 回地域医療対策委員会の状況

議 事

16. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
17. 会員の入会・異動・退会 52 件を可決
18. 第 4 回地区庶務担当理事連絡協議会の開催を可決
19. 令和 5 年度府医懇親ゴルフ大会の開催を可決
20. 近医連医療保険・介護保険担当理事合同連絡協議会（第 1 回近医連保険担当理事連絡協議会）への出席を可決
21. <日医>令和 5 年度都道府県医社会保険・情報システム担当理事連絡協議会への出席を可決
22. 令和 5 年度前期 各地域産業保健センター運営協議会の出席を可決
23. 母体保護法指定医師審査委員会の委員委嘱と第 1 回委員会の開催を可決
24. 令和 5 年度第 1 回京都在宅医療戦略会議の開催を可決
25. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
26. 学術・生涯教育委員会委員の追加委嘱を可決
27. 臨床検査精度管理特別委員会委員の委嘱と第 1 回委員会の開催を可決
28. 看護専門学校 教員の退職ならびに退職給付金の支給を可決
29. 看護専門学校専任教員の定年後再雇用を可決

第14回 定例理事会（7月13日）

報 告

1. 7 月度総務担当部会の状況
2. 7 月度保険医療担当部会の状況
3. 令和 5 年度山城北地域医療構想調整会議・病院部会の状況
4. 令和 5 年度第 1 回京都府中丹地域保健医療協議会・中丹地域医療構想調整会議合同会議の状況
5. <京都府> 第 15 回京都府肝炎対策協議会の状況
6. 8 月度地域医療担当部会の状況
7. 第 1 回近医連常任委員会の状況

議 事

8. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
9. 会員の入会・異動・退会を可決
10. 参与の委嘱替えを可決
11. 令和 6 年度府医代議員会の日程を可決
12. 令和 5 年度同好会助成金支払いを可決
13. <京都大学大学院医学研究科てんかん・運動異常生理学講座 他> てんかん診療に関する初歩からの啓発のためのウェブ講演会の後援を可決
14. 京都府糖尿病対策推進事業委員会委員の委嘱と第 1 回委員会の開催を可決
15. 京都府が実施するアレルギー疾患診療等状況調査への協力を可決
16. 令和 5 年度「スポーツ医学府民公開講座」の開催を可決
17. <京都府リハビリテーション教育センター> 実践セミナーへの後援および京都医報同封を可決

18. <京都大学医学部附属病院> 脳卒中連携に関する研究会への共催を可決
19. <京都大学医学部附属病院> 地域連携の集いへの共催ならびに講師派遣を可決
20. 令和 5 年度在宅療養コーディネーター養成研修の開催を可決
21. <京都府> 令和 5 年度学校と連携した妊娠・出産に関する啓発事業の受託を可決
22. 地区医の助成金事業（健康増進法関連）を可決
23. 「ピンクリボン京都 2023」の後援を可決
24. <京都市> 令和 5 年度「人生の終い支度」への講師派遣を可決
25. 舞鶴医師会在宅医療推進事業講演会への共催を可決
26. <日本放射線技術学会> 市民公開シンポジウムの後援を可決
27. <京都予防医学センター> 令和 5 年度「結核の予防とがんを考えるつどい」の共催を可決
28. <京都府> ワクチン確保検討会の出席を可決
29. 令和 5 年度かかりつけ医認知症対応力向上研修集合研修（Web 研修会）の開催を可決
30. 学術講演会への共催および日医生涯教育講座の認定を可決
31. 第 43 回全国医師会勤務医部会連絡協議会への出席を可決
32. 第 2 回近医連常任委員会への出席を可決

日本医師会 スマホ・パソコンで簡単手続き

医師年金

加入資格は日本医師会会員で64歳6カ月未満の方です
(申込みは、満64歳3カ月までをお願いします。)

医師年金 検索

医師年金HP画面

アニメーションで仕組みを確認



シミュレーションで受給額や保険料を試算



一括払専用加入申込書プリントアウトで
申込み(保険料のお支払いは後日ご案内します)



20220401S23

お問い合わせ先

日本医師会 年金福祉課 ☎03-3942-6487(直通)(平日9時半~17時)

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味」「診療奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字(医報2ページ分、写真・図表・カット(絵)等を含む)までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY(日曜大工)」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍(医学書以外)」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン(酒)」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

診療奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

救急蘇生訓練人形等の貸出について

府医では、地区医・京都市消防局・京都府各消防本部の協力により、救急蘇生訓練の啓発を推進しております。

下記の救急蘇生訓練人形等について、医療機関内または地域での救急講習会等で会員の皆様にご利用いただきたく存じますので、貸し出しご希望の方は、事前に府医地域医療一課救急係（TEL 075-354-6109）までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・救急蘇生訓練人形（成人用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	3 体
・救急蘇生訓練人形（小児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2 体
・救急蘇生訓練人形（乳児用）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	2 体
・救急蘇生訓練人形（成人用上半身）〔人工呼吸・心マッサージ可〕	5 体
・気道管理トレーナー	1 台
・AED（自動体外式除細動器）トレーニングユニット〔訓練用〕	2 台

～ 10月度請求書（9月診療分） 提出期限 ～

- ▷基金 10日(火) 午後5時30分まで
- ▷国保 10日(火) 午後5時まで
- ▷労災 10日(火) 午後5時まで

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。

☆本号付録保険だよりに半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより**— 必 読 —****基金・国保の
レセプト提出期限について**

2023 (令和 5) 年度後期の基金・国保のレセプト提出期限については、下表のとおりとなっていますので、ご予定ください。

10月度請求書(9月診療分)**提 出 期 限**

- ▷基金 10日(火)
午後5時30分まで
- ▷国保 10日(火)
午後5時まで
- ▷労災 10日(火)
午後5時まで

☆提出期限にかかわらず、
お早めにご提出ください。

☆保険だより本号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

区 分		8 日	9 日	10 日
		日	月 (祝)	火
令和 5 年10月	支払基金 国保連合会	閉所	○	○
		水	木	金
11 月	支払基金 国保連合会	—	○	○
		金	土	日
12 月	支払基金 国保連合会	○	○	○
		月 (祝)	火	水
令和 6 年 1 月	支払基金 国保連合会	閉所	○	○
		木	金	土
2 月	支払基金 国保連合会	—	○	○
		金	土	日
3 月	支払基金 国保連合会	○	○	○

(注) 基金・国保とも○印は受付会場にて受け取りを行います (基金＝1 階・国保＝6 階) が、国保については、会場が異なる場合があります。

郵送・宅配等の場合も 10 日必着となります。なお、日本郵便では普通扱いの郵便物につき土曜配達の廃止および配達日数の繰延が行われていますので、十分ご注意ください。

受付時間は基金：午前 9 時から午後 5 時 30 分、国保：午前 9 時から午後 5 時です。

京都府子育て支援医療助成制度の拡充および 各市町村の子育て支援医療助成制度(市町村独自分)について 9 月 1 日より

既報のとおり、京都府の子育て支援医療助成制度について、9 月診療分より、3 歳から小学生卒業までの通院医療費にかかる自己負担額の上限が、1 か月 1 医療機関 200 円に引下げられることとなりました。

この府制度の拡充にともない、市町村独自制度においても、下記のとおり、拡充等が行われますので、お知らせします（8 月 25 日時点で把握している内容。8 月 1 日号掲載内容から変更）。

子育て支援医療助成制度一覧（令和 5 年 9 月 1 日～）

京都府制度

	入院外		入 院	
	負担金	給付方法	負担金	給付方法
0 ～ 3 歳未満	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	白色の受給者証	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	白色の受給者証
3 ～ 小学校 6 年生	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	白色の受給者証	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	白色の受給者証
中 1 ～ 中 3	1 ヶ月の自己負担額 1,500 円を超えた額を助成	償還払い	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	白色の受給者証

京都府制度を超えて実施している市町村

		入 院 外		入 院	
		負担金	給付方法	負担金	給付方法
京 都 市	中 1 ～ 中 3	1,500 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証	京都府制度	
向 日 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証： 45261096	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※ 3)			負担なし	償還払い
長 岡 京 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証： 45261104	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※ 3)			200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い
大 山 崎 町	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証： 45261518	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※ 3)	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	あさぎ色の受給者証： 45261518	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	あさぎ色の受給者証： 45261518
宇 治 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証： 45261054	京都府制度	
城 陽 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証： 45261088	京都府制度	
久 御 山 町	0 ～ 18 歳 (※ 3)	負担なし	さくら色の受給者証： 45261526	負担なし	さくら色の受給者証： 45261526

八 幡 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261112	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※3)			200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い
京 田 辺 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261120	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※3)	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261120	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261120
井 手 町	0 ～ 3 歳未満	負担なし	(※1)	負担なし	(※1)
	3 ～ 中 3	負担なし	さくら色の受給者証: 45261559	負担なし	(※1)
	中学卒業～18 歳 (※3)	負担なし	さくら色の受給者証: 45261559	負担なし	さくら色の受給者証: 45261559
宇治田原町	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261567	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※3)	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261567	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261567
木 津 川 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261153	京都府制度	
笠 置 町	0 ～ 小学校 6 年生	負担なし (※6)	白色の受給者証	負担なし (※6)	白色の受給者証
	中 1 ～ 中 3	負担なし (※6)	さくら色の受給者証: 45261609	負担なし (※6)	白色の受給者証
	中学卒業～18 歳 (※3)	負担なし	償還払い	負担なし	償還払い
和 束 町	0 ～ 小学校 6 年生	負担なし	(※1)	負担なし	(※1)
	中 1 ～ 中 3	負担なし	さくら色の受給者証: 45261617	負担なし	(※1)
	中学卒業～18 歳 (※3)	負担なし	さくら色の受給者証: 45261617	負担なし	さくら色の受給者証: 45261617
精 華 町	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261625	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※3)	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261625	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261625
南 山 城 村	0 ～ 3 歳未満	負担なし	(※1)	負担なし	(※1)
	3 ～ 中 3	負担なし	さくら色の受給者証: 45261633	負担なし	(※1)
	中学卒業～18 歳 (※3)	負担なし	さくら色の受給者証: 45261633	負担なし	さくら色の受給者証: 45261633
亀 岡 市	0 ～ 18 歳 (※3)	負担なし	淡い水色の受給者証: 45261070	負担なし	淡い水色の受給者証: 45261070
南 丹 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261146	京都府制度	
	中学卒業～18 歳 (※2)	800 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い	800 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い
京 丹 波 町	0 ～ 中 3	負担なし	水色の受給者証: 45261856	負担なし	水色の受給者証: 45261856
	中学卒業～18 歳 (※3)	負担なし	償還払い	負担なし	償還払い
福 知 山 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	水色の受給者証: 45261021	京都府制度	
	住民税非課税世帯の 0 ～ 15 歳 (※4)	負担なし	みどり色の受給者証: 45261021	負担なし	みどり色の受給者証: 45261021
	中学卒業～18 歳 (※3)			200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い

宮 津 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261062	京都府制度	
綾 部 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261047	京都府制度	
伊 根 町	0 ～ 3 歳未満	負担なし	(※ 1)	負担なし	(※ 1)
	3 ～ 中 3	負担なし	さくら色の受給者証: 45261773	負担なし	(※ 1)
	中学卒業～18 歳 (※ 2)	負担なし	償還払い	負担なし	償還払い
与 謝 野 町	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	オレンジ色の受給者 証: 45261864	京都府制度	
京 丹 後 市	中 1 ～ 中 3	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	さくら色の受給者証: 45261138	京都府制度	
	中学卒業～22 歳 (※ 5)	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い	200 円 (1 医療機関・1 ヶ月)	償還払い

※ 1 京都府制度の受給者証 (白色) に一部負担金を支払う必要がない旨のシール (黄色) が貼付されている。
※ 2 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。ただし高校在学であれば 19 歳到達後最初の 3 月 31 日まで対象。
※ 3 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。
※ 4 15 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。
※ 5 22 歳到達後最初の 3 月 31 日まで。ただし、18 歳年度以降は大学等に在学中で、非課税世帯に扶養されていること。
※ 6 200 円 (1 医療機関・1 ヶ月) を一旦立替払いし、役場に償還払いを申請。

〈参考〉舞鶴市は令和 6 年 1 月診療分より中学生の外来診療について 200 円 (1 医療機関・1 ヶ月) とする予定。

久御山町子育て支援医療費助成制度^④の拡充について

久御山町の子育て支援医療費助成制度 (いわゆる^④) について、町単独分として、9 月診療分から下記のとおり拡充されましたのでお知らせします。

具体的には 0 歳から満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの者の自己負担を無償とするものです。

記

		3 歳まで	中学まで	18 歳の年度末まで
令和 5 年 8 月診療 分まで	入院 自己負担	受給者証 (白色)		受給者証なし【償還払い】
		200 円/ 月 (医療機関ごと)		
	通院 自己負担	受給者証 (白色)	受給者証 (さくら色)	受給者証なし【償還払い】
		200 円/ 月 (医療機関ごと)		1,500 円/ 月
令和 5 年 9 月診療 分から	入院	新しく交付する受給者証 (さくら色)		
	通院	自己負担 なし		

京田辺市子育て支援医療費助成制度^④の拡充について

京田辺市の子育て支援医療費助成制度（いわゆる^④）について、市単独分として、9 月診療分から下記のとおり拡充されましたのでお知らせします。

具体的には高校生の年齢まで 1 か月 1 医療機関 200 円とするものです。

記

自己負担額＝1 か月 1 医療機関 200 円

制度 (証の色)	8 月 31 日まで		令和 5 年 9 月 1 日以降	
府制度 (白色)	入 院	0 歳 ～中学校修了年の 3 月末	入 院	変更なし
	入院外	0 歳 ～満 3 歳到達月の月末	入院外	0 歳 ～ 小学校修了年の 3 月末
市単独制度 (さくら色)	入院外	満 3 歳到達月の翌月 ～中学校修了年の 3 月末	入 院	高校 1 ～ 3 年生の年齢
			入院外	中学 1 年生 ～高校 3 年生の年齢

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの 医療機関での対応について

オンライン資格確認等システムに関して、介護福祉施設・障害福祉施設等では、本人に代わって、入所者のマイナンバーカードを施設長等が代理人として管理する考え方が示されました。しかし、本件について、管理者から不安の声が寄せられている状況を受けて、第 3 者が不正な利用を行えないように、顔認証による利用を前提とした、「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の交付が検討され、11 月から申請受付、交付が予定されています。

現時点で本カードの概要や留意事項が厚労省から示されましたので、お知らせします。

◇「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」の概要

- ・暗証番号の入力ができないカードであるため、暗証番号入力を必要とするマイナポータルや行政サービスを利用することができません。
- ・医療機関で資格確認を行う場合には、顔認証で本人確認を行っていただく必要があります。また、患者がカードリーダーの前に立てないなど顔認証を行うことが難しい場合は、医療機関が対応可能であれば、オンライン資格確認の機能である「目視確認」モードを立ち上げて、医療機関の受付の方が患者さんの顔とマイナンバーカードの顔写真見ること、目視で確認することもできます。ただし、「目視確認」モードを利用した後は、元のモード（基本設定では「自動運転」モード）に戻しておかないと、次の患者が顔認証できなくなりますので、ご注意ください。
- ・本カードでは、マイナポータルが利用できませんので、何らかの原因で本カードによる資格確認を行うことができず、健康保険証も持参していない場合は、「被保険者資格申立書」にて対応いただくことになりますので注意が必要です。

なお、政府は、顔認証付きカードリーダーの精度向上等の改善をメーカーに要請しているところですが、日医は、これらの対応の際に、医療機関に更なる負担が生じることがないように引き続き注視していくとしています。

**「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」等の一部改正について**
8 月 1 日から

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部が改正され、8 月 1 日から適用されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

（傍線の部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、METex14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、RET 融合遺伝子検査 イ～エ (略) (5) ～ (15) (略)	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) ～ (3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア 肺癌における BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、METex14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、RET 融合遺伝子検査、 <u>HER2 遺伝子検査（次世代シーケンシング）</u> イ～エ (略) (5) ～ (15) (略)

新型コロナウイルス検査等に係る Q & A について

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和 4 年度診療報酬改定その 55 / 8 月 9 日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 5 年 8 月 9 日付けで薬事承認された「SARS-CoV-2 抗原迅速検査キット [ジェネティックラボ]」（ユーロフィンジェネティックラボ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 5 年 8 月 9 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問 2 令和 3 年 5 月 12 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 5 年 8 月 9 日付けで薬事承認された「V トラスト SARS-CoV-2+Flu Ag」（ニプロ株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 5 年 8 月 9 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問 3 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 5 年 8 月 9 日付けで薬事承認された「コバス SARS-CoV-2 Duo」（ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 5 年 8 月 9 日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出】

問 4 令和 4 年 7 月 1 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和 5 年 8 月 9 日付けで薬事承認された「ジーンキューブ HQ SARS-CoV-2 / RSV 2.0」（東洋紡株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 5 年 8 月 9 日より保険適用となる。

【ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）】

問 5 令和 2 年 7 月 22 日付けでウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）が保険適用されているが、これを実施する際に用いるものとして、令和 5 年 8 月 9 日付けで薬事承認された「BioFire SpotFire R パネル」（バイオメリュー・ジャパン株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 5 年 8 月 9 日より保険適用となる。

検査料の点数の取り扱いについて
8 月 1 日から

新たな臨床検査 1 件 (E3 (新項目)) が保険適用され、それにともない、今般、厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知が示され、8 月 1 日から適用となりましたので、お知らせします。

記

■新たに保険適用が認められた検査

測定項目	A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出
販売名	ID NOW ストレップ A2
区分	E3 (新項目)
測定方法	等温核酸増幅検出法 (NEAR 法)
主な使用目的	咽頭ぬぐい液中の A 群ベータ溶血連鎖球菌核酸の検出 (A 群連鎖球菌感染の診断の補助)
点数	204 点 (D023 微生物核酸同定・定量検査 3 淋菌核酸検出)
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D000 ~ D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (37) (略) <u>(38) A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出 A 群 β 溶血連鎖球菌核酸検出は、15 歳未満の A 群 β 溶血連鎖球菌感染が疑われる患者に対し、等温核酸増幅法により測定し、当日中に結果を説明した場合に本区分「3」淋菌核酸検出を準用して算定できる。なお、本検査と「D012」感染症免疫学的検査「18」の A 群 β 溶連菌迅速試験定性又は「D018」細菌培養同定検査を同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u> D023-2 ~ D025 (略)

薬価基準の一部改正等について

8 月 8 日付厚生労働省告示第 250 号をもって、薬価基準および掲示事項等告示および特掲診療料告示が改正され、8 月 9 日から適用されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

記

▷新たに収載されたもの（8 月 9 日から適用）

< 内 用 薬 >

品 名	規格・単位	薬価 (円)
シュンレンカ錠 300mg	300mg 1 錠	94,814.20

< 注 射 薬 >

品 名	規格・単位	薬価 (円)
シュンレンカ皮下注 463.5mg	1.5mL 2 瓶 1 組	3,208,604

▷薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

シュンレンカ錠 300mg 及び同皮下注 463.5mg

- ① 本製剤の特殊性に鑑み、本製剤を使用した患者に係るレセプト等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。
- ② 本製剤の効能又は効果は「多剤耐性 HIV-1 感染症」であり、効能又は効果に関連する注意において、「[過去の治療において、本剤を含まない既存の抗レトロウイルス療法による適切な治療を行ってもウイルス学的抑制が得られなかった患者] 及び「薬剤耐性検査（遺伝子型解析あるいは表現型解析）を実施し、本剤を含まない複数の抗 HIV 薬に耐性を示す患者」のいずれも満たす患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。また、本製剤の投与開始に当たっては、直近の薬剤耐性検査の実施年月日及び薬剤耐性が認められた全ての抗 HIV 薬の品名をレセプトの摘要欄に記載すること。

厚労省

令和 4 年度販売情報提供活動監視事業報告書について

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が「令和 4 年度販売情報提供活動監視事業報告書」を作成しましたのでお知らせします。

販売情報提供活動監視事業は、大手製薬企業による臨床研究データを不正に利用した広告が社会的な問題となった事例を踏まえ、医療用医薬品販売における製薬企業の広告活動の状況を調査し適正化することを目的とした事業です。

本報告書は、本事業の調査結果から、MR 等による医療従事者に対するプロモーション活動時の不適切事例を個別具体的にまとめ、参考として提供するものです。

詳細は厚労省ホームページ「医薬品等の広告規制について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/koukokukisei/index.html)『3. 販売情報提供活動監視事業（旧医療用医薬品の広告活動監視モニター事業）』をご参照ください。



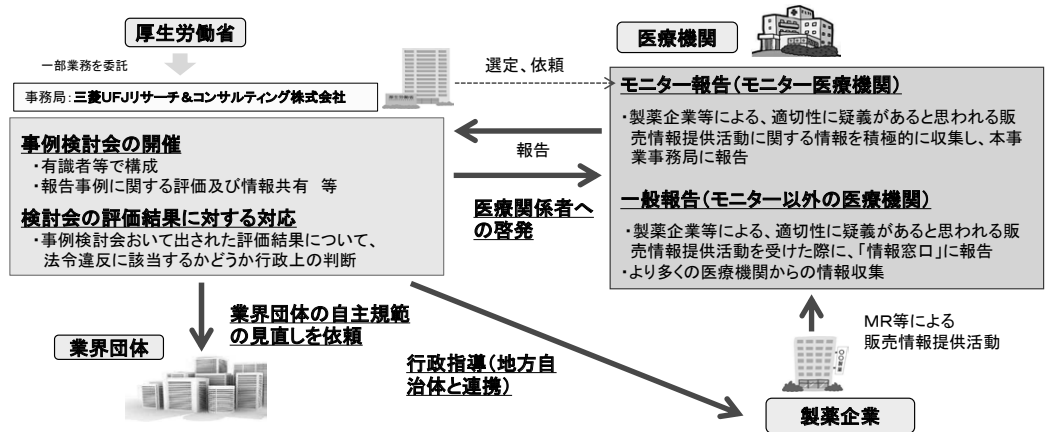
令和4年度 医療用医薬品の販売情報提供活動監視事業【概要】

(1) 事業の目的

広告違反に該当する行為を早期に発見し行政指導等の必要な対応を図るとともに、製薬企業や業界団体等による自主的な取組を促すこと等により、製薬企業による医療用医薬品の販売情報提供活動の適正化を図ることを目的とする。

(2) 事業の概要

- 以下のスキームにおいて、MR、MSL等による販売情報提供活動を対象としたモニター調査及びモニター以外の医療機関からの情報収集、医療関係者向けの専門誌・学会誌、製薬企業ホームページ、医療関係者向け情報サイトを対象とした調査を実施。
- モニター調査の実施期間は令和4年度中の9か月間。



1

(3) 事業の結果概要

- 令和4年度は、延べ17件の医薬品に関する情報提供について広告違反が疑われ、この17件について、違反が疑われた項目は延べ23項目であった。

（参考：令和3年度は、延べ20件の医薬品に関する情報提供について広告違反が疑われ、この20件について、違反が疑われた項目は延べ26項目であった。）

- 違反が疑われた項目は、「エビデンスのない説明を行った」（違反が疑われた延べ23項目の39.1%）が最も多く、次いで「有効性のみを強調した（副作用を含む安全性等の情報提供が不十分な場合も含む）」（同26.1%）が多かった。

違反が疑われた項目（複数回答）	令和4年度		（参考・令和3年度）	
	件数	割合	件数	割合
信頼性の欠けるデータを用いた	0	0.0%	1	3.8%
整合性のないデータを用いた	0	0.0%	1	3.8%
（引用時に）データの抜粋・修正・統合等を行った	0	0.0%	0	0.0%
（引用時に）グラフの軸の尺度の変更、矢印・補助線の追加、着色等を行った	0	0.0%	0	0.0%
上記以外で事実誤認の恐れのあるデータ使用・加工をした	0	0.0%	1	3.8%
誇大な表現を用いてデータを説明した	2	8.7%	2	7.7%
エビデンスのない説明を行った	9	39.1%	10	38.5%
未承認の効能効果や用法用量を示した	1	4.3%	0	0.0%
上記以外で事実誤認の恐れのある表現を用いた	2	8.7%	4	15.4%
有効性のみを強調した（副作用を含む安全性等の情報提供が不十分な場合も含む）	6	26.1%	2	7.7%
利益相反に関する事項を明記しなかった	0	0.0%	0	0.0%
他社の製品を誹謗・中傷する表現を用いた	2	8.7%	5	11.8%
その他	1	4.3%	0	0.0%
合計	23	100.0%	26	100.0%

※違反が疑われた項目はモニターの報告等に基づく。

※上記モニター調査以外に、一般報告で「エビデンスのない説明を行った」（2件）をはじめ9項目の報告があった。

- 違反が疑われた医薬品に関する情報の入手方法としては、「製薬企業担当者（オンライン・Webグループ面談（院内）」（違反が疑われた17医薬品の47.1%）が最も多く、次いで「製薬企業担当者（オンライン・Web個人面談）」（同35.3%）が多かった。

（参考：令和3年度は、「製薬企業担当者（オンライン・Webグループ面談（院内）」（違反が疑われた20医薬品の40.0%）が最も多く、次いで「製薬企業担当者（オンライン・Web個人面談）」（同25.0%）が多かった）

2

「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設に関する質疑応答集 (Q & A) について」

今般、厚労省より各都道府県等に対して標記に関する事務連絡が発出されましたので、参考までにお知らせします。

本事務連絡は、令和 5 年 5 月 18 日付厚生労働省医政局総務課長通知「へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001123357.pdf>) にかかる質疑応答を取りまとめたものです。

Q 1 オンライン診療のための診療所の開設者は行政に限られるのか。

A 1 医療資源が限られており、受診機会が十分に確保されていない地域における患者の医療アクセスの確保のためには、行政が開設者となることなど、行政には、主体的に関与することが求められます。

Q 2 オンライン診療のための診療所の開設は、巡回診療や訪問診療、看護師同席のもと患者宅でオンライン診療を実施することが困難な場合に限定されるのか。

A 2 今回の通知の趣旨が、巡回診療や訪問診療が困難な場合や、看護師同席のもと患者宅でオンライン診療を行うことができないなどの医療資源が限られている地域において、患者の医療アクセスを確保することであることを十分に踏まえ、適切にご対応をお願いします。

Q 3 オンライン診療が病院又は診療所の事業として行われる場合であって、定期的に反覆継続（おおむね毎週 2 回以上とする。）して行われることのない場合又は一定の地点において継続（おおむね 3 日以上とする。）して行われることのない場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付け医政発第 554 号厚生省医務局長通知）に準じて、新たに診療所開設の手続を要しないものとするとの考え方が示されているが、この場合の数はオンライン診療を実施した場合のみを数えるのか。

A 3 オンライン診療を実施した場合のみを数えるのではなく、対面診療とオンライン診療の合計回数でご判断ください。

Q 4 衛生環境の維持や、オンライン診療のサポート等を行う職員や、検査等をサポートする看護職員等を配置しなければならないのか。

A 4 衛生環境の維持やオンライン診療のサポート等を行う職員については、各診療所の事情に応じて、適切に配置していただく必要があります。また、提供する医療の内容に照らして、必要に応じ、適切に看護職員等を配置してください。

Q 5 オンライン診療のための診療所は、例えばへき地等にある公民館での開設を想定しているのか。その他、想定される開設場所はあるか。

A 5 特定の施設に限って開設を認めるものではありませんが、住民の医療アクセスを確保する観点から、公民館等の身近な場所を活用いただくことが期待されます。

Q 6 対面での診療のみを行っている診療所が、今後オンライン診療のための診療所に移行する場合又は医師が不在となる時間にオンライン診療を実施する場合、今回の通知は適用されるのか。

A 6 対面での診療のみを行っている診療所が、今後、医師が常駐しない形でのオンライン診療のための診療所に移行する場合又は医師が不在となる時間にオンライン診療を実施する場合には、その旨を都道府県又は保健所設置市に申出いただき、実地調査・チェックシートの提出等、通知に定める手続きを実施いただく必要があります。

Q 7 オンライン診療のための医師が常駐しない診療所をへき地診療所と指定することはできるのか。

A 7 へき地診療所は、主として無医地区等における地域住民への医療の提供を担うものであり、医療計画策定指針上、求められる事項として、プライマリケアの診療が可能な医師等がいること又は巡回診療を実施していること、必要な診療部門、医療機器等があること等が挙げられており、今般の通知でお示した特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所が、こうしたへき地診療所に求められる役割を担えるかどうか、またへき地診療所として指定できるかどうかについては、今後、運用の実態を踏まえながら、検討を進めてまいります。

Q 8 現在、県内の無医地区に立地する公民館で月 2 回の巡回診療を実施しているが、このうち 1 回をオンライン診療とする (公民館でオンライン診療を実施する) ことは制度上可能か。

A 8 可能です。

Q 9 準無医地区と同程度に医療の確保が必要な地区として、オンライン診療のための診療所を開設する必要があると都道府県が認める際には、認めるにあたって証明書の発行等手続きに関する定めはあるのか。

A 9 当該手続きの方法について特段の定めはございませんので、各都道府県の事情に応じて運用いただくようお願いいたします。

Q 10 チェックシートのタイミングや実地調査はいつ行うのか。

A 10 実地調査及びチェックシートの提出については、医療法第 7 条第 1 項に基づく開設許可申請及び同法第 8 条に基づく開設届提出があった場合であって、当該診療所の医師が常駐しないオンライン診療を実施することを目的とするときに、実施いただくものです。巡回診療実施計画の提出を受けた場合も、通知に記載のとおり実地調査及びチェックシート提出が必要です。その後、おおむね 1 年毎に指針を遵守可能な体制を整えているか確認することとしております。

Q 11 実地調査については、必ずしも現地に赴かなければならないのか。

A 11 原則として自治体職員が現地で確認することを想定しております。ただし、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守可能な体制が整っていることを、現地での確認と同程度の水準で確認可能な場合には、個別具体の事情に応じて代替手段を講じていただくことを妨げるものではございません。

Q 12 チェックシートの各項目すべてを満たすものではないとオンライン診療所のための診療所の開設は認められないのか。

A 12 オンライン診療所のための診療所の開設はチェックシートの全ての項目を原則満たしていただく必要がございます。なお、開設前に充足することができない項目については、開設された診療所において医師が常駐しないオンライン診療を実施する場合に、チェックシートの各項目（「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における「最低限遵守すべき事項」）を遵守いただく必要がございます。

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔財務省共済組合東京税関支部〕

保 険 者 番 号	31130537
記 号 番 号	13-1007929
氏 名	金 澤 信 介
生 年 月 日	—
無 効 事 由	資格喪失
無 効 年 月 日	令 3. 7. 1

保 険 者 番 号	31130537
記 号 番 号	13-1011069
氏 名	袋 井 亮 作
生 年 月 日	—
無 効 事 由	資格喪失
無 効 年 月 日	令 5. 5. 3

保 険 者 番 号	31130537
記 号 番 号	13-3010680
氏 名	乾 智 彦
被 扶 養 者 氏 名	乾 貴 子
	乾 え み
生 年 月 日	—
無 効 事 由	資格喪失
無 効 年 月 日	令 5. 5. 1

〔厚生労働省共済組合岩手労働局支部〕

保 険 者 番 号	31030141
記 号 番 号	1301321
氏 名	—
生 年 月 日	—
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 5. 7. 31



保険医療部通信

(第 379 報)

令和 6 年度診療報酬改定の論点<その 1> － 6 月改定を了承－

令和 6 年度は、6 年に 1 度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬のトリプル改定にあたることから、3 月から 5 月にかけて計 3 回、中医協と社会保障審議会介護給付費分科会の意見交換会が開催された。その中では、地域包括ケアシステムのさらなる推進や要介護者等の高齢者に対応した急性期入院医療、高齢者施設等における医療などをテーマに協議されたところである。

また、4 月からは中医協で「医療 DX」、「外来」、「入院」などの各項目について改定に向けた議論がスタートした。

医療 DX に関しては、従来の 4 月改定では告示・通知から施行までの期間が短く、医療機関やベンダの関連作業が過度に集中し負担が大きいことから、施行時期を後ろ倒しし、令和 6 年度診療報酬改定は 6 月改定が決定した。ただし、薬価改定は従来どおり 4 月改定となる。

外来医療ではかかりつけ医機能や生活習慣病対策が議論された。現行のかかりつけ医機能に関する加算の検証のほか、生活習慣病対策では特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料の整理が今後本格的に議論される見込みである。

さらに入院医療では地域包括ケア病棟における高齢者救急医療への対応が焦点となっており、過去の改定と同様に機能分化に向けて、特に急性期入院医療の評価のあり方については診療側と支払側で論戦が展開されることが予想される。

以下に次期診療報酬改定にあたって主に中医協総会の議論の論点を整理し、お知らせする。

月 日	会 議 名	主要テーマ	主 張		
			厚労省	診療側	その他
4 月 26 日	中医協総会	改定に向け議論を開始 「医療 DX」がテーマ	全国医療情報プラットフォームの構築や電子カルテ情報の標準化、サイバーセキュリティ対策、改定施行時期の後ろ倒し等を論点として提示。 電子カルテの「3 文書（診療情報提供書、退院時サマリー、健診結果報告書）6 情報（傷病名、アレルギー情報、感染症情報、薬剤禁忌情報、検査情報、処方情報）」の交換・共有に係る評価について議論を求める。	日医：システム導入により医療機関の業務や費用負担が増加していることは本末転倒だと指摘し、十分な支援を求める。 電子カルテの 3 文書 6 情報の共有等には有用ではあるものの、電子カルテの導入や入力の強制は負担が大きいと主張。	支払側：電子カルテの 3 文書 6 情報の入力をかかりつけ医の役割として定めるべきと提案。 また、改定時期について、診療報酬は後ろ倒しにしても、薬価改定は薬価調査の時期を考慮し、4 月を維持すべきと主張。
5 月 17 日	中医協総会	医療計画の 5 事業について議論	医療計画の 6 事業のうち新興感染症を除いた 5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）について現状や課題に関する資料を提出。 地域医療体制確保加算を算定する病院で長時間労働の医師が増加している調査結果を報告。	日医：二次救急の評価、充実の必要性を強調。また、三次救急からの下り搬送への評価も求める。	支払側：高齢の救急患者はリハビリや介護との連携が必要だと地域包括ケア病棟など急性期以外での対応を促す仕組みを提案。
6 月 14 日	中医協総会	働き方改革がテーマ 地域医療体制確保加算の継続を巡り議論	地域医療体制確保加算を算定する病院で長時間労働の医師が増加している調査結果を報告。	日医：加算の廃止を主張する支払側に反論。改革の取り組みは始まったばかりでさらなる支援を求める。	支払側：加算の効果を疑問視。継続の可否も含めてあり方を見直すべきと主張。
6 月 21 日	中医協総会	外来医療をテーマに、かかりつけ医機能や生活習慣病対策などを議論	かかりつけ医機能、生活習慣病対策、外来機能分化、オンライン診療に係るこれまでの取り組み状況等を報告。 安心・安全で質の高い外来医療の提供を実現するためのかかりつけ医機能や、効果的・効率的な医療を提供するための生活習慣病対策などについて検討を求める。	日医：かかりつけ医機能では複数の医療機関の緊密な連携が重要だと強調。また不適切なオンライン診療を防ぐため指針の順守を求める。	支払側：既存のかかりつけ医機能を評価する点数について整理すべきと主張。 また、生活習慣病の管理について、特定疾患療養管理料の算定が多い一方で生活習慣病管理料の算定が少ないことを指摘し、生活習慣病管理料への移行を促す。

7 月 5 日	中医協総会	入院の評価のあり方を議論 地域包括ケア病棟における高齢者 救急医療への対応が焦点	入院医療をとりまぐ現状を説明した 上で、高齢者の救急搬送件数の増加等 を踏まえた急性期病棟と地域包括ケア 病棟に求める役割・機能のあり方や、 回復期リハビリテーション病棟におけ る質の高いリハビリテーションを推進 するための評価などについて論点を列 挙。	日医：地域包括ケア病棟における高齢 者の救急医療への対応は、看護配置等 の観点から限界があることに理解を求 める。病態に応じてそれに見合った適 切な病棟で対応することが基本であ り、診療報酬で強引に誘導するやり方 に反対。	支払側：2025 年を目前に控えた改定 であり、機能分化に向けてかなり踏み 込んだ対応をすることで病床再編を加 速させざるべきと主張。 回復期リハビリテーション病棟につ いては、第三者評価の義務化や実績要 件のさらなる厳格化を提案。
7 月 12 日	中医協総会	高齢化の進展で需要の増加が見込 まれる在宅医療がテーマ	今後、在宅医療の需要が大幅に増加 することが見込まれる中、地域包括ケ アシステムを推進する観点から、在宅 医療の提供体制の検討を求める。	日医：外來に加えて在宅医療を行う医 療機関と在宅専門医療機関では効率性 が異なることを指摘。 また、他医療機関と連携して複数の 医師で 24 時間対応できる体制を平時 から構築するための評価が必要だと強 調。	支払側：かかりつけ医機能の観点から 訪問診療の評価などの検討を要請。 また、往診料や訪問診療料の算定回 数に地域差があることを指摘し、分析 を求める。
7 月 26 日	中医協総会	感染症への対応で意見交換	第 8 次医療計画等に定められた協定 の締結を行う医療機関などの感染対策 や、新興感染症以外の感染症に対する 恒常的な対応、適正な抗菌薬の使用を 推進するための評価を論点として提 示。	日医：多くの医療機関が感染対策を講 じるために、平時からの診療報酬上の 措置を行い、活動を下支えすることが 必要と主張。また、新興感染症まん延 時には、通常医療を担う医療機関への 評価も求める。 介護報酬との同時改定であることを 踏まえ、高齢者施設との連携に係る評 価の検討も提案。	支払側：協定締結医療機関に対する平 時の評価はすでにある感染対策向上加 算等で十分と主張。
8 月 2 日	中医協総会	6 月改定を了承 薬価改定は 4 月から変更なし	医療機関等やベンダの集中的な業務 負荷を平準化するため、診療報酬改定 を 6 月 1 日施行、薬価改定は例年通り 4 月 1 日施行とすることを提案。 2 月答申、3 月上旬告示は従来どお り。	日医：6 月改定を了解。特に恩恵を受 けるベンダが保守費用やリソース料等を 大幅に引き下げるなど医療機関への選 元が必要だと指摘し、それを担保する 仕組みを求める。	支払側：6 月への後ろ倒しに理解を示 す。

基金・国保への提出件数・平均点数等

1. 京都府基金・国保における請求明細書提出状況 ―― 令和 5 年 5 月診療分

	基 金			国 保		
	提出件数	前月比	前年同月比	提出件数	前月比	前年同月比
医 科	898,056 件	85.7%	97.3%	935,680 件	100.8%	102.0%
歯 科	225,166 件	90.3%	101.8%	190,362 件	100.3%	103.2%
調 剤 報 酬	485,577 件	85.4%	104.8%	536,281 件	100.4%	104.7%
訪 問 看 護	5,811 件	95.2%	113.4%	7,846 件	103.6%	108.9%
医 科 歯 科 計	1,614,610 件	86.2%	100.1%	1,670,169 件	100.6%	103.0%

※件数は入院・外来のレセプト枚数（月遅れ分を含む）の合計

2. 平均点数等について

(1) 基金分（5年3月診療分）

		1 件当たり日数		1 件当たりの平均点数		1 日当たりの平均点数	
		入 院	入院外	入 院	入 院 外	入 院	入 院 外
高齢 受給者	一般	11.4 日	1.6 日	76,022.3 点	1,861.0 点	6,666.4 点	1,197.0 点
	7 割	9.0 日	1.5 日	95,660.9 点	1,857.4 点	10,684.6 点	1,237.9 点
本人		8.2 日	1.4 日	64,814.0 点	1,335.4 点	7,916.3 点	986.4 点
家族	7 割	9.5 日	1.3 日	59,646.3 点	1,168.6 点	6,248.9 点	866.7 点
	8 割	6.8 日	1.4 日	54,270.7 点	1,053.8 点	7,968.8 点	730.9 点
生保		17.6 日	1.9 日	59,857.9 点	1,993.2 点	3,396.4 点	1,028.5 点

(2) 国保分（5年3月診療分）

	1 件当たり日数		1 件当たりの平均点数		1 日当たりの平均点数	
	入 院	入院外	入 院	入 院 外	入 院	入 院 外
一般	14.0 日	1.5 日	69,880.3 点	1,745.5 点	5,002.2 点	1,153.1 点
退職	0.0 日	0.0 日	0.0 点	0.0 点	0.0 点	0.0 点
後期	16.7 日	17.6 日	70,132.4 点	2,020.1 点	4,208.1 点	115.0 点
平均	15.9 日	1.6 日	70,061.8 点	1,896.9 点	4,403.2 点	1,151.3 点

3. 国保連合会における診療科別平均点数

(1) 国保一般 (5 年 3 月診療分)

	1 件当たり日数		1 件当たりの平均点数		1 日当たりの平均点数	
	入 院	入院外	入 院	入 院 外	入 院	入 院 外
内 科	12.3 日	1.5 日	73,667.0 点	2,240.5 点	5,978.6 点	1,541.9 点
精 神 科	27.3 日	1.6 日	49,187.0 点	1,166.7 点	1,800.4 点	709.5 点
神 経 科	29.0 日	1.7 日	38,975.7 点	1,354.3 点	1,345.7 点	808.7 点
呼 吸 器 科	0.0 日	1.4 日	0.0 点	943.5 点	0.0 点	694.6 点
消 化 器 科	0.0 日	1.4 日	0.0 点	1,271.8 点	0.0 点	920.2 点
胃 腸 科	28.8 日	1.5 日	56,031.8 点	1,064.4 点	1,948.9 点	714.9 点
循 環 器 科	0.0 日	1.4 日	0.0 点	1,420.3 点	0.0 点	1,035.6 点
小 児 科	22.0 日	1.4 日	41,862.0 点	1,150.4 点	1,902.8 点	840.3 点
外 科	15.5 日	1.6 日	66,475.2 点	1,515.7 点	4,298.5 点	958.1 点
整 形 外 科	18.9 日	2.6 日	83,594.7 点	1,231.1 点	4,429.3 点	474.5 点
形 成 外 科	28.5 日	1.4 日	57,558.4 点	1,233.1 点	2,019.6 点	895.0 点
脳 外 科	20.3 日	1.7 日	66,477.5 点	1,406.2 点	3,277.7 点	846.4 点
皮 膚 科	0.0 日	1.2 日	0.0 点	571.4 点	0.0 点	458.3 点
泌 尿 器 科	3.8 日	2.0 日	30,417.8 点	3,502.5 点	7,984.7 点	1,761.0 点
肛 門 科	0.0 日	1.6 日	0.0 点	1,297.4 点	0.0 点	821.5 点
産 婦 人 科	4.2 日	1.5 日	11,123.9 点	1,366.1 点	2,668.1 点	936.3 点
眼 科	4.8 日	1.2 日	40,247.1 点	1,212.7 点	8,455.3 点	1,016.1 点
耳 鼻 咽 喉 科	2.0 日	1.4 日	39,683.0 点	790.5 点	19,841.5 点	583.2 点
放 射 線 科	0.0 日	1.1 日	0.0 点	4,003.4 点	0.0 点	3,788.0 点
麻 酔 科	0.0 日	1.8 日	0.0 点	1,072.8 点	0.0 点	602.3 点

※各科名は第 1 標榜科目。

(2) 国保後期 (5 年 3 月診療分)

	1 件当たり日数		1 件当たりの平均点数		1 日当たりの平均点数	
	入 院	入院外	入 院	入 院 外	入 院	入 院 外
内 科	15.8 日	1.6 日	72,158.1 点	2,304.1 点	4,559.5 点	1,409.3 点
精 神 科	28.0 日	1.7 日	45,361.9 点	1,342.4 点	1,620.9 点	799.4 点
神 経 科	29.3 日	1.8 日	39,008.4 点	1,402.3 点	1,330.1 点	783.2 点
呼 吸 器 科	0.0 日	1.5 日	0.0 点	1,108.3 点	0.0 点	731.9 点
消 化 器 科	0.0 日	1.7 日	0.0 点	1,484.2 点	0.0 点	898.2 点
胃 腸 科	29.7 日	1.7 日	58,071.4 点	1,155.2 点	1,957.5 点	677.9 点
循 環 器 科	0.0 日	1.5 日	0.0 点	1,747.0 点	0.0 点	1,152.7 点
小 児 科	0.0 日	1.4 日	0.0 点	1,335.6 点	0.0 点	963.1 点
外 科	18.7 日	2.0 日	62,395.2 点	1,605.4 点	3,335.0 点	800.2 点
整 形 外 科	19.0 日	3.1 日	81,252.6 点	1,446.3 点	4,275.8 点	465.0 点
形 成 外 科	29.2 日	1.8 日	65,722.3 点	1,478.8 点	2,252.0 点	811.8 点
脳 外 科	21.1 日	1.8 日	65,830.7 点	1,467.2 点	3,116.3 点	810.5 点
皮 膚 科	0.0 日	1.3 日	0.0 点	604.5 点	0.0 点	456.9 点
泌 尿 器 科	9.1 日	2.2 日	47,401.5 点	4,214.3 点	5,237.7 点	1,907.7 点
肛 門 科	0.0 日	1.6 日	0.0 点	1,208.8 点	0.0 点	737.3 点
産 婦 人 科	0.0 日	1.3 日	0.0 点	857.9 点	0.0 点	648.7 点
眼 科	4.3 日	1.2 日	37,976.0 点	1,489.8 点	8,825.4 点	1,213.0 点
耳 鼻 咽 喉 科	0.0 日	1.6 日	0.0 点	828.6 点	0.0 点	519.0 点
放 射 線 科	0.0 日	1.1 日	0.0 点	4,385.7 点	0.0 点	4,145.7 点
麻 酔 科	0.0 日	2.1 日	0.0 点	1,332.9 点	0.0 点	624.9 点

※各科名は第 1 標榜科目。

4. 支払基金における診療科別等平均点数 (全国計)

(1) 経営主体別・診療科別 5 年 3 月診療分平均点数 (外来)

医 療 機 関 別		医 療 保 険								
		本 人			家族 ※上段 7 割 下段 未就学者			高齢受給者 ※上段 一般 下段 7 割		
					点／件	日／件	点／日	点／件	日／件	点／日
総 合 計		1,299	1.3	969	1,147	1.4	849	1,684	1.5	1,120
					1,042	1.5	716	1,762	1.5	1,207
病 院 計		2,666	1.4	1,947	2,463	1.4	1,759	3,135	1.5	2,113
					1,501	1.4	1,111	3,260	1.5	2,213
経 営 主 体	国公立病院	3,123	1.4	2,302	2,651	1.4	1,962	3,776	1.5	2,568
					1,531	1.3	1,167	3,950	1.5	2,717
	大学病院	4,532	1.3	3,404	3,685	1.3	2,799	4,956	1.4	3,506
					1,922	1.2	1,577	4,918	1.4	3,443
	法人病院	1,889	1.4	1,362	1,861	1.5	1,263	2,250	1.5	1,491
					1,302	1.5	896	2,279	1.5	1,520
	個人病院	1,476	1.3	1,113	1,575	1.4	1,146	1,670	1.5	1,123
					1,200	1.5	797	1,683	1.5	1,114
診 療 所 計		962	1.3	722	873	1.3	651	1,158	1.5	766
					973	1.5	662	1,178	1.5	810
診 療 科 別	内 科	1,078	1.2	876	1,059	1.3	830	1,188	1.3	917
					1,118	1.4	808	1,212	1.3	945
	小 児 科	834	1.2	687	960	1.3	761	822	1.3	643
					1,111	1.5	721	1,227	1.3	952
	外 科	1,186	1.4	853	1,213	1.4	853	1,224	1.7	741
					1,166	1.5	758	1,279	1.5	830
	整形外科	995	2.2	462	1,118	2.2	509	1,142	2.8	414
					1,136	1.5	744	1,121	2.6	426
	皮 膚 科	525	1.3	418	498	1.3	387	544	1.4	396
					491	1.2	395	543	1.4	397
	産婦人科	1,607	1.5	1,075	1,440	1.5	987	790	1.3	607
					784	1.4	568	844	1.4	618
	眼 科	818	1.1	729	673	1.1	594	1,430	1.3	1,140
					652	1.2	561	1,460	1.2	1,171
	耳鼻咽喉科	637	1.2	518	624	1.2	500	676	1.4	474
					858	1.6	544	689	1.4	498
	そ の 他	1,047	1.3	788	1,023	1.3	762	1,230	1.3	931
					1,123	1.4	828	1,292	1.3	995

(2) 経営主体別・診療科別 5 年 3 月診療分平均点数 (入院)

医 療 機 関 別		医 療 保 険								
		本 人			家 族			高 齢 受 給 者		
					※上段 7 割 下段 未就学者			※上段 一般 下段 7割		
		点／件	日／件	点／日	点／件	日／件	点／日	点／件	日／件	点／日
総 合 計		58,744	8.2	7,206	56,243	10.4	5,420	70,622	11.8	6,003
					49,897	6.3	7,864	72,387	10.0	7,254
病 院 計		63,265	8.5	7,417	59,712	10.9	5,498	71,867	11.9	6,029
					56,192	6.8	8,293	73,476	10.1	7,264
経 営 主 体	国公立病院	63,420	8.1	7,878	59,318	9.1	6,495	73,392	10.1	7,233
					56,055	6.7	8,395	73,539	9.0	8,141
	大学病院	81,565	8.7	9,387	76,075	8.7	8,739	87,041	9.8	8,877
					82,363	8.5	9,656	88,454	9.3	9,549
	法人病院	54,866	9.0	6,127	52,798	13.6	3,882	65,807	14.2	4,636
					33,510	5.5	6,095	66,575	11.6	5,763
	個人病院	36,846	7.2	5,134	39,653	13.6	2,919	54,673	12.0	4,574
					7,218	2.9	2,509	38,702	6.4	6,010
診 療 所 計		17,189	4.7	3,670	17,083	4.9	3,468	34,887	7.3	4,790
					4,069	3.2	1,267	37,886	5.7	6,673
診 療 科 別	内 科	20,974	3.8	5,490	23,749	6.0	3,926	30,847	9.1	3,389
					5,699	2.6	2,155	39,078	6.2	6,296
	小 児 科	18,748	6.8	2,747	6,912	3.7	1,894	-	-	-
					6,888	2.8	2,425	-	-	-
	外 科	20,286	4.1	4,930	25,280	4.6	5,483	22,291	6.5	3,429
					20,932	2.0	10,466	32,283	4.4	7,419
	整形外科	50,557	9.4	5,350	50,409	8.4	5,984	58,078	12.0	4,843
					18,073	5.8	3,116	77,602	12.8	6,082
	皮 膚 科	11,712	7.0	1,673	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-
	産婦人科	11,481	4.6	2,472	11,356	4.6	2,450	8,159	2.5	3,264
					3,951	3.2	1,224	-	-	-
	眼 科	24,745	2.5	9,734	23,686	2.4	9,847	23,394	2.5	9,532
					11,768	1.0	11,768	22,139	2.1	10,793
	耳鼻咽喉科	37,657	2.1	18,237	57,689	2.5	23,117	29,109	1.8	15,878
					12,192	1.3	9,754	51,219	4.7	10,975
	そ の 他	19,286	4.4	4,391	22,178	5.6	3,989	36,756	7.6	4,845
					23,208	2.6	8,803	26,364	4.6	5,759

地域医療部通信

日本医師会認定健康スポーツ医学再研修会
府民公開講座 開催のご案内

府医では日医の健康スポーツ医認定資格をお持ちの先生方を対象として再研修会を開催しております。この度、下記のとおり会場での開催と WEB での開催を併用し実施することが決定いたしましたのでご案内申し上げます。参加ご希望の方は、府医ホームページ「産業医・スポーツ医関連→京都府医師会主催研修会」(下記参照)、もしくは二次元バーコードからお申し込みください。

- 開催名** 「スポーツ医学再研修会府民公開講座」
- と き** 令和 5 年 10 月 15 日(日) 午後 2 時～午後 4 時 15 分
- と ころ** 京都府医師会館 3 階 310 会議室もしくは Web での聴講
- 対 象** スポーツ医、スポーツ関係者、一般府民(スポーツ医でない方も受講可能)
- 定 員** 会場参加の方は 150 名(先着順となります)、WEB 参加は制限ございません。
- 受講料** 無料

WEB 申し込み先

右記二次元バーコード、もしくは、府医ホームページよりお申し込みください。

「産業医・スポーツ医関連 → スポーツ医関連
→ スポーツ医学に係る情報 → <京都府医師会主催>研修会一覧」
[https://us06web.zoom.us/webinar/register/
WN_6XsMXgRjQTS4lkn-eBz1OA](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_6XsMXgRjQTS4lkn-eBz1OA)



<プログラム>

テ ー マ 【小・中学校におけるスポーツ活動～スポーツ事故の防止とクラブ活動について】

<講 演> (14:05～15:35)

①「学童・生徒の心臓疾患に対する運動管理について」

聖ヨゼフ医療福祉センター 院長 糸井 利幸 先生

②「学校から地域へ ～部活動の現状と課題、今後の展望～」

京都市教育委員会 体育健康教育室 首席指導主事 安江 毅 氏

<パネルディスカッション> (15:40～16:10)

「成長期のスポーツ活動～心疾患とクラブ活動について」

座長) 京都府医師会スポーツ医学委員会 委員長 森原 徹

<単 位>

日医健康スポーツ医学再研修会認定単位(2単位) ※申請中

日医生涯教育講座(2単位) ※申請中

カリキュラムコード 11. 予防と保健, 82. 生活習慣

※お申し込みの締切りは、10月10日(火)となります。

※ご来場の際は、公共交通機関の利用にご協力願います(駐車場のご利用はご遠慮ください)。

※発熱やかぜ症状のある方は、ご入場をお控えください。

令和 5 年度 かかりつけ医・産業医等うつ病対応力向上研修会（北部）

うつ病は自殺の主要な要因のひとつであり、その早期発見が喫緊の課題であることから、厚生労働省においては、内科医等のかかりつけ医・産業医と精神科の専門医とが連携するよう推奨しております。そこで、本年も京都府、京都市と府医が中心となり、内科診療等における「うつ」について、かかりつけ医・産業医と精神科医の円滑な連携システムを構築する一助とするための研修会を、下記のとおり企画いたしました。多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、単位不足の方が多数おられますので、すでに単位を充足されている方は、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

と き 令和 5 年 11 月 11 日 (土) 午後 2 時～午後 5 時

※定員になり次第締め切ります。

と ころ 舞鶴医師会館

内容・講師

	北 部
14:00～15:00	I 基礎知識 〔講師〕 中村佳永子 氏（京都府精神保健福祉総合センター 所長）
15:00～16:00	II 症例検討「うつ病の診断」 〔講師〕 岸 信之 氏（社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院 副院長）
16:00～17:00	III 症例検討「うつ病の治療・ケア・連携」 〔講師〕 山野 純弘 氏（独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター精神科部長）

主 催 京都府・京都市・京都府医師会

後 援（予定含む）

京都内科医会・京都精神科医会・京都精神神経科診療所協会・京都精神科病院協会
綾部医師会・福知山医師会・舞鶴医師会・京都産業保健総合支援センター

※日医認定産業医単位申請予定（生涯専門：3 単位）

※日医生涯教育 カリキュラムコード：3 単位

(I) 4. 医師—患者関係とコミュニケーション：1 単位

(II) 5. 心理社会的アプローチ：1 単位

(III) 70. 気分の障害（うつ）：1 単位

日医かかりつけ医機能研修制度 【応用研修】 1 単位

●参加ご希望の方は、下記の URL もしくは二次元バーコードからお申し込みください。

※参加費無料

URL：<https://ssl.form-mailer.jp/fms/381d8f23795800>



【お願い】

マスク持参の上ご入場ください。発熱等の症状のある場合は参加をお控えください。

ご不明な点がございましたら京都府医師会地域医療 2 課（TEL075-354-6113）までお問い合わせください。

2023 年 10 月 京都市 (乙訓 2 市 1 町) 病院群輪番編成表

太字の病院は小児科の当番病院です。

日	曜	A ブロック		B ブロック		C ブロック		D ブロック	
1	日	京都下鴨	バプテスト	洛西 ニュータウン	シ ミ ズ	京都市立	京都九条	むかいじま	伏見桃山
2	月	バプテスト		洛西シミズ		京都南		京都久野	
3	火	愛寿会同仁		民医連中央		相馬		なぎ辻	
4	水	バプテスト		京都桂		吉祥院		洛和会音羽	
5	木	賀茂		西京都		原田		医仁会武田	
6	金	バプテスト		内田		明石		愛生会山科	
7	土	民医連あすかい		三菱京都		新京都南		洛和会音羽	
⑧	日	民医連あすかい	民医連あすかい	シミズ	洛西 ニュータウン	京都市立	京都市立	なぎ辻	むかいじま
⑨	月	賀茂	バプテスト	済生会	京都桂	京都九条	洛和会丸太町	むかいじま	京都久野
10	火	京都下鴨		民医連中央		十条		蘇生会	
11	水	西陣		太秦		武田		洛和会音羽	
12	木	富田		三菱京都		堀川		医仁会武田	
13	金	バプテスト		千春会		京都回生		共和	
14	土	室町		京都桂		武田		愛生会山科	
⑮	日	バプテスト	バプテスト	長岡京	京都桂	京都市立	新京都南	伏見桃山	大島
16	月	洛陽		泉谷		堀川		医仁会武田	
17	火	大原記念		民医連中央		相馬		洛和会音羽	
18	水	京都からすま		新河端		吉祥院		洛和会音羽	
19	木	バプテスト		シミズ		原田		共和	
20	金	京都博愛会		内田		京都武田		医仁会武田	
21	土	愛寿会同仁		向日回生		十条		京都医療	
⑳	日	愛寿会同仁	愛寿会同仁	河端	京都桂	京都市立	洛和会丸太町	金井	金井
23	月	バプテスト		西京都		京都回生		医仁会武田	
24	火	バプテスト		向日回生		武田		蘇生会	
25	水	賀茂		太秦		十条		洛和会音羽	
26	木	民医連あすかい		民医連中央		吉川		医仁会武田	
27	金	バプテスト		新河端		堀川		医仁会武田	
28	土	京都下鴨		洛西ニュータウン		洛和会丸太町		洛和会音羽	
㉑	日	京都博愛会	バプテスト	長岡京	河端	京都市立	新京都南	金井	大島
30	月	西陣		洛西シミズ		京都武田		医仁会武田	
31	火	富田		民医連中央		明石		なぎ辻	

病院群輪番協力医療機関一覧 (五十音順)

A ブ ロ ッ ク		B ブ ロ ッ ク		C ブ ロ ッ ク		D ブ ロ ッ ク	
病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号	病 院 名	電話番号
愛寿会同仁病院	431-3300	泉 谷 病 院	466-0111	明 石 病 院	313-1453	愛生会山科病院	594-2323
賀 茂 病 院	493-3330	太 秦 病 院	871-7711	が く さ い 病 院	754-7111	医仁会武田総合病院	572-6331
京都大原記念病院	744-3121	内 田 病 院	882-6666	吉 祥 院 病 院	672-1331	大 島 病 院	622-0701
京都からすま病院	491-8559	河 端 病 院	861-1131	京都回生病院	311-5121	金 井 病 院	631-1215
京都下鴨病院	781-1158	京 都 桂 病 院	391-5811	京都九条病院	691-7121	京都医療センター	641-9161
京都博愛会病院	781-1131	京都民医連中央病院	861-2220	京都市立病院	311-5311	京都久野病院	541-3136
京都民医連あすかい病院	701-6111	京都済生会病院	955-0111	京都武田病院	312-7001	共 和 病 院	573-2122
富 田 病 院	491-3241	シ ミ ズ 病 院	381-5161	京 都 南 病 院	312-7361	蘇生会総合病院	621-3101
西 陣 病 院	461-8800	新 河 端 病 院	954-3136	十条武田リハビリ病院	671-2351	な ぎ 辻 病 院	050-3091-1131
日本バプテスト病院	781-5191	千 春 会 病 院	954-2175	新京都南病院	322-3344	伏見桃山総合病院	621-1111
室 町 病 院	441-5859	長 岡 京 病 院	955-1151	相 馬 病 院	463-4301	むかいじま病院	612-3101
洛 陽 病 院	781-7151	西 京 都 病 院	381-5166	武 田 病 院	361-1351	洛和会音羽病院	593-4111
		三 菱 京 都 病 院	381-2111	原 田 病 院	551-5668		
		向日回生病院	934-6881	堀 川 病 院	441-8181		
		洛西シミズ病院	331-8778	吉 川 病 院	761-0316		
		洛西ニュータウン病院	332-0123	洛和会丸太町病院	801-0351		

〔留意事項〕

- ①病院群の輪番制度は、あくまでも補完的な施策であることから、最終的なよりどころとしてご利用ください。最寄りあるいは知り合いの病院で処理し得る時は、できるだけ処理していただくこと。困ったときのみ利用してください。
- ②当番病院を利用される場合は、必ず事前に当番病院に電話連絡をし、原則として当番病院の医師の了解を得た上で後送してください。さらにできれば、患者に診療情報提供書を持たせてください。
- ③ **〔太字〕** の病院は小児科専用の当番病院で、全域を対象とします。この他は一般(内科, 外科)の後送病院です。
- ④休日・日曜日の当番日に、1ブロックに2つの病院名もしくは同一病院名が左右に分けて書かれておりますが、左側が昼間(8:00～18:00)で右側は夜間(18:00～翌朝 8:00)の当番病院です。
- ⑤当番病院の診療応需時間(原則として)
- ・休 日 ア. 午前 8 時～午後 6 時
イ. 午後 6 時～翌朝午前 8 時
 - ・休日以外 午後 6 時～翌朝午前 8 時
- なお休日とは、日曜日・祝日・振替休日および年末年始(12月29日～1月3日)をいいます。

〔太字〕 の病院は小児科のみの当番病院です (対象＝全域)。ご注意ください。

京 都 府 医 師 会 長・松井 道宣
京 都 府 病 院 協 会 長・若園 吉裕
京 都 私 立 病 院 協 会 長・清水鴻一郎

京都府医師会

在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 通信

令和 5 年度 第 2 回 「京都在宅医療塾 探究編」のご案内

今年度、第 2 回「京都在宅医療塾 探究編」は、昨年度に続き、京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会（社団）京都九条病院 精神科・心療内科 / 医療法人同仁会（社団）介護事業部 事業部長統括医師 西村幸秀氏を講師に迎え、「在宅生活を支えるための意思決定支援～認知機能検査・成年後見制度・多職種協働～」というテーマで、ご講演いただきます。

是非、ご参加ください。

第 2 回「京都在宅医療塾 探究編」

- と き 令和 5 年 10 月 28 日 (土) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分
- と ころ 京都府医師会館 3 階 310 会議室と Web のハイブリッド開催
- テ ー マ 「在宅生活を支えるための意思決定支援～認知機能検査・成年後見制度・多職種協働～」
- 対 象 医師・看護師・多職種
- 講 師 京都府医師会 理事 / 医療法人同仁会（社団）京都九条病院 精神科・心療内科 /
医療法人同仁会（社団）介護事業部 事業部長統括医師 西村 幸秀 氏
- 内 容 座学
- 申し込み 右記 QR コードより申し込みフォームにアクセスしていただき、
必要事項をご記入ください。
当センターホームページ申し込みフォームからもお申し込みできます。
- 締 切 研修会の前日 10 月 27 日までにお申し込みください。



日医生涯教育カリキュラムコード：29. 認知能の障害（1.5 単位）

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部、「29. 認知能の障害」に該当します。

修了証 令和 5 年度以降、原則、研修会ごとに修了証（日医生涯教育講座の受講証明書）は発行しないことになりました（京都医報 3 月 15 日号参照）。

届出等で修了証（受講証明書）の発行が必要な場合は、申請してください。

なお、開始早々の退出や 30 分未満の参加については、単位付与されませんのでご了承ください。

※受講確認のため、1 人 1 台の通信端末（PC 等）でご参加ください。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

(TEL : 075-354-6079 / FAX : 075-354-6097 / Mail : zaitaku@kyoto.med.or.jp)

京都府医師会
在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

認知症対策通信

令和 5 年度 かかりつけ医認知症対応力向上地区別研修（東山） 開催のご案内

本研修は、国が定める「認知症地域医療支援事業」の一環で、府医が京都市から委託を受けて実施しております。各地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とし、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容となっております。

また厚生労働省が「認知症地域医療支援事業実施要綱」に定めます「かかりつけ医認知症対応力向上研修」のカリキュラムに則って開催いたします。

多数ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

と き 令和 5 年 10 月 21 日 (土) 午後 2 時～午後 5 時 30 分

と ころ 京都テルサ 東館 2 階 視聴覚室
京都市南区東九条下殿田町 70 (市バス九条車庫南 地下鉄九条駅徒歩 5 分)

内 容 I. 「かかりつけ医の役割」 (30 分)
II. 「基本知識」 (60 分)
III. 「診療における実践」 (60 分)
IV. 「地域・生活における実践」 (60 分)

講 師 I・IV 京都府医師会認知症対策担当理事 にしむら ゆきひで 西村 幸秀 氏
II・III 京都第一赤十字病院心療内科部長 なごし やすひで 名越 泰秀 氏

対 象 府医師会会員、会員医療機関の医師、研修医、医療関係職種、介護職員等

参 加 費 無料

共 催 東山医師会

修 了 証 本研修を受講した医師には、後日、京都市から修了証が発行されます。

申し込み ホームページの申込フォームから、または次々頁申込書に必要事項を明記し、京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター宛にお申し込みください。

問い合わせ 京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
TEL: 075-354-6079 FAX: 075-354-6097
メール: zaitaku@kyoto.med.or.jp

- ◆日医生涯教育カリキュラムコード 4. 医師－患者関係とコミュニケーション：0.5 単位
13. 医療と介護および福祉の連携：1 単位
29. 認知能の障害：2 単位

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部, 「29. 認知能の障害」に該当します。

- ◆日医かかりつけ医機能研修 応用研修⑧：1 単位

※すべてのプログラムを受講された方にのみ発行します。

●ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお持ちのスマートフォンで読み取ると, 申込フォームが表示されます。または, 検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し, 当センターホームページからお申し込みできます。



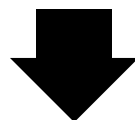
かかりつけ医認知症対応力向上地区別研修（東山） 受講申込書

令和 5 年 10 月 21 日(土) 開催

職 種	医 師 ・ その他 ()
所 属 地 区 (医 師 会 員 の み)	
ふ り が な	
氏 名	
所 属 機 関 名	
メ ー ル ア ド レ ス	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
受 講 票 ・ 修 了 証 書 送 付 先	※送付希望先を選択ください 医療機関 ・ 自 宅
	〒 ー

※会場には有料駐車場がございますが、台数に限りがあります。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
FAX (075) 354 - 6097



認知症対策通信

令和 5 年度かかりつけ医認知症対応力向上研修 (Web 開催) 開催のご案内

本研修は、国が定める「認知症地域医療支援事業」の一環で、府医が京都府・京都市から委託を受けて実施しております。各地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とし、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容となっております。事前に収録した講演を前半 Part と後半 Part に分けて Web 配信をいたします。ご都合の良い日程を選択し、それぞれ 1 回ずつ受講してください。どちらかみの受講も可能ですが、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修の単位付与はいたしかねます。単位が必要な方は、前半 Part・後半 Part それぞれ受講をお願いいたします。

なお、本研修会は厚生労働省が「認知症地域医療支援事業実施要綱」に定めます「かかりつけ医認知症対応力向上研修」のカリキュラムに則って毎年開催しております。年度ごとに収録をしておりますが、内容はカリキュラムに沿って昨年度と同様の内容となりますことをご了承ください。

【前半 Part】

と き	① 8 月 17 日 (木) 午後 6 時～午後 8 時 ② 10 月 7 日 (土) 午後 2 時～午後 4 時 ③ 11 月 16 日 (木) 午後 6 時～午後 8 時 ④ 2024 年 2 月 10 日 (土) 午後 2 時～午後 4 時
と ころ	※ Zoom による Web 配信
内 容	「基本知識」「診療における実践」
講 師	北山病院 院長 澤田 親男 氏 (認知症サポート医幹事) ※前半 Part ①②③④は同じ内容です。

【後半 Part】

と き	① 8 月 31 日 (木) 午後 6 時～午後 7 時 30 分 ② 10 月 14 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分 ③ 12 月 7 日 (木) 午後 6 時～午後 7 時 30 分 ④ 2024 年 3 月 2 日 (土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分
と ころ	※ Zoom による Web 配信
内 容	I 「かかりつけ医の役割」 II 「地域・生活における実践」
講 師	I はやし神経内科 院長 林 理之 氏 (認知症サポート医幹事) II 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 精神医学教室 教授 成本 迅 氏 (認知症サポート医幹事) ※後半 Part ①②③④は同じ内容です

対 象 府医会員、会員医療機関の医師、勤務医、看護師、介護職、福祉職、行政職等

参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Zoom ウェビナー を用います。

修 了 証 Zoom ウェビナーの入退室管理により前半 Part、後半 Part 両方の出席が確認できた方に、受講票フォームをメールにて送付させていただき、ご提出いただいた受講票フォームの回答を、京都府または京都市へ提供し、いずれかから修了証が発行されます。

申し込み 申し込み方法はホームページ申し込みフォームのみとなります。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL : 075 - 354 - 6079 / FAX : 075 - 354 - 6097)
メール zaitaku@kyoto.med.or.jp

日医生涯教育カリキュラムコード

【前半 Part】

29. 認知能の障害 (2 単位)

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部、「29. 認知能の障害」に該当します。

【後半 Part】

4. 医師－患者関係とコミュニケーション (0.5 単位)

13. 医療と介護および福祉の連携 (1 単位)

日医かかりつけ医機能研修制度

【応用研修】 1 単位

※前半 Part、後半 Part 共に出席確認ができた方のみに付与いたします。

※受講確認のため、1 人 1 台の通信端末 (PC 等) で参加いただく必要がございます。

※入退室時間の記録をいたします。遅刻や途中退出されますと単位が付与されない場合がございます。お時間にご留意ください。

当日はネット環境が整った場所でご覧くださいますよう、
何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 申し込み方法について

右記の QR コードをお持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申し込みフォームが表示されます。または、検索エンジンにて「京都在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



研修会前日に「zaitaku@kyoto.med.or.jp」より資料, 「no-reply@zoom.us」より研修会聴講 URL が届きます。迷惑メールの設定をされている方は, 「zaitaku@kyoto.med.or.jp」 「no-reply@zoom.us」 を設定から外していただきますようお願いいたします。届かなかった場合はお手数ですが, 迷惑メールフォルダをご確認いただき, 無かった場合は 075-354-6079 までお電話ください。

ご不明点がございましたら当センターまで, ご連絡ください。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
TEL : 075 - 354 - 6079

介護保険ニュース

介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等 支援加算に関する Q & A (vol. 2) の送付について

今般、厚生労働省より、処遇改善加算等に関する Q & A (vol. 2) が発出されましたので、お知らせします。

【介護職員等ベースアップ等支援加算】

問 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。

(答) 介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベア加算」という。）については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働大臣告示第 95 号）において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「ベースアップ等」という。）に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。

このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないように、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。

なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。

令和 5 年 7 月豪雨にともなう避難所等における 心身機能の低下の予防および認知症高齢者等 に対する適切な支援について（情報提供）

避難生活にともない被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下（いわゆる「生活不活発病」）の発症が危惧されており、生活不活発病を予防するためには、避難生活においても生活を活発にすることが重要であるということです。

これを踏まえ、今般、厚生労働省より、生活不活発病の予防のための活動にあたっての資料や避難所における認知症高齢者等に対する適切な支援についての資料が示されましたので、情報提供します。今般の災害のみならず、今後の参考資料としていただければ幸いです。

厚生労働省 HP 介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html



介護保険最新情報 Vol.1164

「令和 5 年 7 月豪雨に伴う避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について」

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ（医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険）

【加入者】	京都府医師会会員
【被保険者* （医師賠償責任保険）】	京都府医師会会員である診療所の開設者個人、京都府医師会会員を理事長もしくは管理者として診療所を開設する法人
【被保険者* （医療施設賠償責任保険）】	①京都府医師会会員、及びその者が理事長もしくは管理者として診療所を開設する法人（記名被保険者） ②①の使用人、その他の業務の補助者

加入タイプⅡ（医師賠償責任保険）

【加入者（被保険者*）】	京都府医師会会員である勤務医師 法人病院や法人診療所の管理者である医師個人
--------------	--

*対象事故が起こった場合に補償の対象となる方

年間
保険
料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内

TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課

〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2023年3月1日作成 22TC-102006

京都医報 No.2253

発行日 令和5年9月15日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 田村 耕一

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 田村耕一